

平成 14 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 14 年 6 月 14 日 開会

平成 14 年 6 月 21 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 1 4 日 (金)

(第 1 日)

平成14年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成14年6月14日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

6 番 相馬 俊行君

7 番 三森 義高君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（8日間）

自 平成14年6月14日

至 平成14年6月21日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月14日（金）	本会議	提案・説明
6月15日（土）	休 会	
6月16日（日）	〃	
6月17日（月）	本会議	質疑・付託
6月18日（火）	休 会	常任委員会
6月19日（水）	〃	常任委員会
6月20日（木）	本会議	一般質問
6月21日（金）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
(平成13年度高森町一般会計予算)

日程第 4 報告第 2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
(平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算)

日程第 5 議案第36号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

- 日程第 6 議案第 37 号 高森町有機農業推進施設設置条例の制定について
 日程第 7 議案第 38 号 高森町上在集会所設置条例の制定について
 日程第 8 議案第 39 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について
 日程第 9 議案第 40 号 平成 14 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
 日程第 10 議案第 41 号 平成 14 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第 11 議案第 42 号 阿蘇広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
 日程第 12 議案第 43 号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 野 中 謙 三 君 | 2 番 | 甲 斐 廣 國 君 |
| 3 番 | 後 藤 和 昭 君 | 4 番 | 甲 斐 正 一 君 |
| 5 番 | 藤 本 正 一 君 | 6 番 | 相 馬 俊 行 君 |
| 7 番 | 三 森 義 高 君 | 8 番 | 佐 栖 見 誓 香 君 |
| 9 番 | 古 澤 豊 喜 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |
| 11 番 | 杉 永 竹 範 君 | 13 番 | 後 藤 英 範 君 |
| 14 番 | 児 玉 國 廣 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 12 番 甲 斐 裁 君

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

- | | | | |
|---------------------|-----------|-------------------|-------------|
| 町 長 | 今 村 博 信 君 | 収 入 役 | 有 働 和 幸 君 |
| 教 育 長 | 佐 藤 昭 也 君 | 総 務 課 長 | 岩 下 生 人 君 |
| 総 務 審 議 員
草部出張所長 | 佐 伯 秀 和 君 | 企 画 観 光 課 長 | 村 上 源 喜 君 |
| 住 民 生 活 課 長 | 後 藤 秀 希 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 岩 下 昭 久 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 下 光 廣 君 | 農 林 振 興 課 長 | 廣 木 富 八 君 |
| 建 設 課 長 | 渡 辺 哲 郎 君 | 水 資 源 対 策 課 長 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 高 森 中 央 出 張 所 長 | 桐 原 一 紀 君 | 野 尻 出 張 所 長 | 住 吉 五 夫 君 |
| 収 入 役 室 長 | 岩 下 健 治 君 | 教 委 事 務 局 長 | 山 村 将 護 君 |
| 監 査 事 務 局 長 | 阿 南 哲 也 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 村 嶋 兵 志 郎 君 |

行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） おはようございます。

高森町議会、6月の定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお揃いでご出席をいただき、誠にありがとうございました。

今日、平成の世は、名ばかりの世で、平成ならずで大混迷、大混乱の様子を呈しております。そのような中に、新行政区として、将来を創造するエネルギーの行政を確立しなければならない時がまいりました。その選択のろうてい理念は、町民皆様の意思決定にあると存じます。意思決定を尊重し、ここに議員各位、議会と一体となって、慎重、合併任意協議会へ臨まなければなりません。その作業を行います。ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

また、先に臨時議会をいただきまして、BSE狂牛病等の問題につきまして、住民の皆様にご協力をいただき、消費拡大を図ってまいりました問題点につきましても、大変住民の皆様からすばらしい肉だと、このように生産者は立派な肉をつくっておるんだなという再認識とそして消費拡大にご協力をいただき、お礼にまいられた経緯もでございます。本当にこのBSE問題について、皆様のご協力をいただき、今、配布、そして無事に終了いたしましたことをご報告を申し上げます。

本日、提案申し上げております案件は、報告2件、議案8件でございます。大変ご苦勞なものと存じますが、何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げ、議決賜りますことをお願い申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成14年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 相馬俊行君、7番 三森義高君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。

○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。

議会運営委員会に付託されておりました平成14年第2回議会定例会の会期につきましては、本日6月14日より6月21日までの8日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日6月14日から6月21日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について (平成13年度高森町一般会計予算)

日程第4 報告第2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について (平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算)

○議長（児玉國廣君） 日程第3 報告第1号から日程第4 報告第2号までの繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。

報告第1号から順に報告をお願いいたします。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成13年度高森町繰越明許費繰越計算書のとおり、衛生費の合併浄化槽設置整備事業は、国の第2次補正に伴い、事業前倒しによる追加分13基について繰り越したものでございます。

また、農林水産業費、畜産基盤再編総合整備事業は、現在、河原地区に建設中であり、高森町有機農業推進施設費で、この施設につきましては、6月末には竣工する予定であります。

次に、村山地区基盤整備事業は、村山地区の農道建設工事で、これにつきましては、農作物の採り入れ以降に着工し、完了する予定であります。

また、土木費、社倉～蔵地線道路整備事業は、6月末には完了する予定であります。総事業費3億556万1,000円のうちに、1億6,054万6,000円を繰越事業を行ったものでございます。

以上、報告といたします。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） おはようございます。

報告第2号、繰越明許費、繰越計算書について報告いたします。

これは、議案第34号でご提案をし、ご決定いただきました繰越明許に係るもので、事業内容は、レールバス3両の補修のための経費1,830万円を南阿蘇鉄道株式会社に助成するものであります。

事業の進捗状況を報告いたしますと、当初、平成14年3月20日までの工期を平成14年4月26日までとする請負変更契約を行い、4月22日に補修を完了いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 本案2件は、報告事項であります。質問・ご意見のある方は発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 発言がありませんので、報告第1号から報告第2号までの繰越明許費に係る繰越計算書の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第36号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第5 議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第36号で提案しております平成14年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、8月から実質的に事業を開始します阿蘇高森オーガニックセンターの運営費並びに学校統合に伴います大村～前原線の道路整備事業について、補正を行うこととし、総額で3,906万6,000円を計上しております。これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれ50億8,906万6,000円となります。

次に、第2表、地方債の変更は、学校統合によります道路改良事業実施に伴う限

度額の補正であります。

以下、歳入の主なものについて、説明申し上げます。

農林水産業費の使用料につきましては、阿蘇高森オーガニックセンター、地下休閑耕プラウ作業及び通常プラウ作業の機械使用料を計上しております。農林水産業費国庫補助金の産地システム化推進対策事業は、野尻地域のじゃがいも収穫機の購入事業であります。事業規模の縮小により、国庫が単県事業になったため、国庫補助金を減額し、県補助金として、利用名も園芸新産地育成対策事業と変更して、事業を実施するものであります。

衛生費、県補助金の緊急地域雇用創出特別基金事業補助金は、ゴミの不法投棄に対する処理、運搬により、環境美化を図るとともに、雇用を促進する事業を今年度も実施することとしたため、補正を行いました。

繰入金につきましては、老人保健特別会計の平成13年度繰出金に係る精算金を計上しております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

企画費では、財団法人自治総合センターの助成により、高森町伝統芸能連絡協議会のコミュニティ事業として、野尻川上神社の神楽関係用品の購入補助を行います。

電算費では、県総合行政ネットワークの推進に向けて整備を図るための経費を計上しております。

衛生費では、広域行政事務組合で進めておりますリサイクルプラザ建設負担金が国の補助制度や起債の充当率、交付税算入率等の変更により、負担金の増額補正となりました。

農業費では、阿蘇高森オーガニックセンターの運営費を8カ月分、農業活性化施設費として計上しております。なお、職員1名及び2名の臨時職員により、事業推進を行ってまいります。

土木費の大村～前原線につきましては、来年度の小学校統合に伴いまして、道路狭隘部分の改良を行い、通学路の安全を確保するための経費を増額補正いたしております。

教育費では、昨年実施し好評を得ましたIT講習会を、本年度は単独事業で行うこととしておりましたが、県の補助事業として実施することとなりましたので、その補正を行いました。これに伴いまして、当初、IT講習参加料を計上しておりましたが、補助対象となるため減額いたしました。また、4月から学校週5日制の実

施に伴い、子供達の土曜日の過ごし方について、新聞等でもいろいろと論議されておりますが、本町では、文部科学省の委託事業を実施し、事業推進につきましては、議会、協議会等の設置が必要となりましたので、その経費を今回増額し、学校、地域社会、社会教育の学社融合による児童生徒の総合的な教育、指導により、子供の生きる力の醸成に努めてまいることといたします。

以上が、今回、提案しております補正予算の主な内容でございます。どうか慎重審議を賜り、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第37号 高森町有機農業推進施設設置条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 日程第6 議案第37号、高森町有機農業推進施設設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） おはようございます。

議案第37号、高森町有機農業推進施設設置条例の制定について、ご説明いたします。

現在、畜産再編総合整備事業により、家畜排泄物処理施設を建築中であり、それに伴い、設置条例を制定する必要があるためにご提案申し上げます。この施設につきましては、今後の本町農業が目指していきます有機農業の拠点施設として、位置付けし、自然循環型農業を確立していくことを目的として、施設の位置を高森町大字河原2378番地の1、施設の名称、建設検討委員会にてご決定いただきました阿蘇高森オーガニックアグリセンターとし、管理運営については、高森町が当たり、また、その他必要な事項は規則で定めたいとしております。

以上、提案理由について申し上げますが、慎重審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議案第37号の説明とします。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第38号 高森町上在集会所設置条例の制定について

- 議長（児玉國廣君） 日程第7 議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

- 総務課長（岩下生人君） 議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定について、提案説明申し上げます。

本施設は、昭和48年3月に、同和対象地域の住民に対する学校教育、及び社会教育の充実を図るための社会教育施設として上在集会所が設置され、さらに、昭和61年3月に、地域改善対策事業児童室及び老人集会所が設置され、同和教育の核として、その啓発を図ってきておりましたが、平成10年6月に、上在区並びに全日本同和会及び部落解放同盟高森支部より、昭和48年3月に同和対策事業上在集会所の上在区への払い下げの陳情の提出がなされ、平成11年2月に、高森町教育委員会が開催され、払い下げの決定が行われ、同3月に同施設の廃止が議会で決定されております。その1年後の平成12年3月に、教育委員会より町に一般財産の引継ぎがなされ、その後、払い下げについて、地元と協議してまいりましたが、用地使用料の件や地域改善対策事業児童室や老人集会所の使用並びに管理関係などで、いろいろと今後も協議しなければならない諸問題が生じており、再三の協議の結果、払い下げに至らないことにより、町の財産として、当分の間、今後も管理することとなったため、本条例を一般財産管理施設として設置するものであります。

なお、本施設の今後の管理費としましては、規則で光熱費は上在区が支出し、町としては修繕及び保険等を今後は支出することになるよう地元と現在協議中であります。

どうか、慎重審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

- 議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第39号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

- 議長（児玉國廣君） 日程第8 議案第39号、高森町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

- 水資源対策課長（芹口誓彰君） おはようございます。

議案第39号、高森町給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、現在、上玉来地区の水道施設工事を実施しておりますけれども、今月中には工事が完了し、7月から供用開始の運びとなりますので、給水条例第26条の料金規定中、給水区域に上玉来地区を加えるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

- 議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第40号 平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（児玉國廣君） 日程第9 議案第40号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

- 税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、議案第40号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,242万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,842万円とするものです。

補正の内容としましては、平成13年度の医療費の確定に基づき、社保支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰出金の精算分を計上しています。

慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第41号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第10 議案第41号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第41号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,210万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億5,699万7,000円とします。歳入歳出予算の補正と地方債の過疎対策事業借入限度額を1,360万円から410万円とする地方債の補正であります。

補正の内容につきましては、8ページからご説明申し上げます。

歳入の繰越金は2,160万円を補正いたしました。地方債は950万円を減額し、本年度借入予定額を850万円といたしました。

次に、歳出でございますが、水道費の工事請負費1,065万円を補正いたしました。内訳は、昨年、高森地区水道施設のポンプを取り替えましたが、そのうち城山送水ポンプにつきまして、完全な形で保管をしておくためのオーバーホール代400万円、草部第2配水池送水管布設替え工事430万円、小倉原ポンプ取替工事235万円であります。負担金補助及び交付金25万円は、菅山地区水道組合配水タンク改修工事に対します5割補助分であります。また、予備費は120万円を補正いたしまして、総額270万7,000円といたしました。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよ

うお願い申し上げます。

- 議長（児玉國廣君） 提案理由説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第42号 阿蘇広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約について

- 議長（児玉國廣君） 日程第11 議案第42号、阿蘇広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

- 総務課長（岩下生人君） 議案第42号、阿蘇広域行政事務組合同規約の一部変更について、提案説明を申し上げます。

ご承知のとおり、白水村・久木野村・長陽村・本町4カ町村共同火葬場は、昭和54年3月に建設し、現在23年が経過し、建物内外共に老朽化しており、施設内の告別室場等、また来苑者の駐車場のスペース等が少ないために、4カ町村住民の強い要望もあり、本年度着工することとなっております。

本事業を阿蘇広域行政事務組合に加入し、その事業を推進するための規則改正であります。

なお、本工事費の負担金等につきましては、設計等が確定した折りに、町村負担金を補正することとなります。

どうか、慎重審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第43号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第12 議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 今回、提案しました議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、被保険者の所得の低迷により、応能割が45%以上にならないため、改正条文のとおり、医療分の応能割であります所得割の率を8.5%に上げ、応益割であります被保険者均等割額を2万4,700円に下げるものです。

今回、この改正により、応能割の割合が45.94%となり、地方税施行令第56条の89、第3項に定める範囲内となります。

なお、適用につきましては、平成14年度分の保険税から適用するものです。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、本日提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、本日提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前10時30分

6 月 1 7 日 (月)

(第 2 日)

平成14年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成14年6月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 発議第1号 高森町議会議員の定数を定める条例について

日程第2 議案に対する質疑並びに付託

日程第3 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12 番 甲 斐 裁 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	企画観光課長	村 上 源 喜 君
住民生活課長	後 藤 秀 希 君	保健福祉課長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農林振興課長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水資源対策課長	芹 口 誓 彰 君
高森中央出張所長	桐 原 一 紀 君	野尻出張所長	住 吉 五 夫 君

収入役室長	岩下健治君	教委事務局長	山村将護君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 発議第1号 高森町議会議員の定数を定める条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 発議第1号、高森町議会議員の定数を定める条例についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者議員を代表して、4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。

提出者を代表いたしまして、趣旨説明を行います。

国は、本来、果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることとし、地方公共団体の自主性及び自立性が発揮されるようにすることを基本とする地方分権一括法が制定されました。

これに伴い、地方議会も従来の条例等の見直しが必要となりました。よって、本議会においても、議員を減少する条例を廃止し、平成15年1月1日から施行します定数条例を提案するものであります。

この趣旨を十分ご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、高森町議会議員の定数を定める条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案に対する質疑並びに付託

○議長（児玉國廣君） 日程第2 議案に対する質疑並びに付託を議題といたします。

なお、答弁者は自席から答弁を許します。

-----○-----

議案第36号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

議案第36号の一般会計補正予算書について、質問をさせていただきます。

このたび、県の方から県支出金ということで、教育費の県委託金なんですが、11ページにございます。放課後、子供スポーツ活動活性化モデル事業ということで、追加分143万円を新たに支出をしていただくことになっております。その関係で、教育費の中に22ページなんですけれども、青少年教育費の中で、スポーツ教室謝金追加とか、いろいろとモデル事業等の旅費等が組みまれておりますが、その内容につきまして、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 自席から説明させていただきます。

当初予算におきまして、子供放課後子供スポーツクラブの育成ということで予算を組まさせていただきました。ところが、この事業1つだけでは採択にならないということで、今回の補正となったものです。

内容といたしましては、地域教育力体験活動の総合的な推進体制の整備に係る事

業ということで、その細目といたしましては、地域教育力体験活動推進会議の設置、これが11万6,000円でございます。それから、体験活動・ボランティア活動支援センターの設置、これは、コーディネーターを置きまして、情報収集等をやるものでございますが、これが55万3,000円です。それから、地域教育力活性化モデル事業、地域住民とのふれあい交流活動による地域ふれあいサポート事業ということで、わくばく寺子屋ということで、これは、内容といたしまして、地域住民との交流活動、野外での遊びを通じた交流活動、地域指導者の活用、高齢者との交流、家族との交流等を予定しております。これが81万円です。それから、あとは前回の当初に組みました放課後子供スポーツ活動活性化モデル事業でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 平成14年度から学校が完全週5日制になりまして、放課後、また土曜日曜の子供の健全育成について、教育委員会もどんどんと新しい姿というものを出していかなければならない状況に至ってきておると、その中からこのような事業が出てきておると思います。

しかしながら、先般、5月の連休中なんですけれども、すみれフェスタがございまして、それは一般に大人の方達を中心にされておったわけなんですけれども、できれば、そういうふうにこの高森町というのは、町長が言われております野の花と風薫る郷と、非常に自然だけはよその地域には絶対負けないし、この自然というのは、なかなかお金をいくら積んでもまねをすることができないというような地域でございますから、このように、野の花、すみれとか、いろんなハナシノブ等もございます。ヒメユリ等もあるんですけれども、昔から高森の地に根差す野草、また、野の花等の大切さというのを教えるような事業も今後、私は進めていきたいというふうに思います。

先般、ちょっとお話を聞きますと、学校長会あたりでそのような事業に対する取り組み等を確認していただいたところが、何か、高森東小学校だけしか参加ができなかったと、大変残念な結果であるなと思っております。

事業自体は、このすみれフェスタにしる、やはり休暇村を中心にそのような事業を展開して、それが観光にプラスになるような事業であったと、そうすると、やっぱりあと1つは、子供達がそれに対して自然をもう少し大切にし、自然の必要性というものを認識する一つのいい機会であるんじゃないかなと思うんですけれども、

それにしても、やはり学校の先生方のそれに対する対応が私としてはまだ教育改革が行われる以前の体質のそのままではないかなと思っておりますが、一生懸命教育委員会の方でこのような感覚、要するに、いろんな事業を取り組んでも、学校というところが先生方の聖域であるという認識であるならば、地域の人達はなかなか入ってくることはできないと、そうなりますと、目的が100%でないにしても、やっぱりある程度の成果を上げるということは不可能になってくるんじゃないかなと思います。

そのあたりについて、教育長も現場の上がり人間でございますから、学校の取り組み、また、校長会、また、職員間での啓発等、いろんな教育等については、どのように今後やっていかれるのかということをお伺いをいたしたいと思えます。

それとあと1つ、質問事項忘れておりましたけれども、湧水館の管理費が組まれておりますが、早速7月からは七夕祭ということで、例年もうこの事業については、いろんな地域の方達から注目を浴びていて、このように今年も梅雨入りはしたというものの、真夏日がこのように続いておきますと、涼を求めて来られるお客様方達が大変これは7月の七夕祭には大勢来られるというふうに思っております。

その中で、我々議会もいろんな観光地視察をしておりますが、観光地は見る、楽しむ、そして買うというようなことがやっぱりあいまってこそ、観光客の気持ちを満足させて帰っていくんじゃないかなと思います。

そういう意味からして、祭りシーズンぐらいには、何らかの販売所等を、臨時の販売所等を設けて、高森峠の桜祭りの際にもお祭り広場で露店を出していただいたりしてありました関係で、人が足を止めることによって、その賑わいというものも楽しめると思っておりますが、湧水館もそれと同様で、やっぱりなるべくなれば、トンネルをずっと中に入っていただいて、いろんな七夕様を見ていただくんじゃないかと、そればかりじゃなくして、やっぱりトンネルの外辺りでも人混みがあるというような賑わいというものも私はほしいというふうに考えておりますが、以前はそのようなこともあったようでございますけれども、いつごろからか、そのような販売部門に対しての制限がなされていたようでございます。

今後については、やっぱりお互いの相乗効果というものを認め合う必要があると思えますけれども、その点について、七夕祭の際に、ほかにどのようなことも考えていらっしゃるのかということをお伺いしたい。

まずは、教育長の方に今後の学校の現場についてのお考え、そして企画課長の方に湧水館について、七夕祭についてのお考えをお伺いをしたいというふうに思っております。

おります。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） おはようございます。お答えをいたします。

先ほど、佐伯議員の方からお話がありました。確かに、本町は、自然に恵まれた地域柄でございます。確かに、子供達もそういう環境の中で育てておりますので、あらゆる面でそういう教育をしていかななくてはならないというふうに考えておりますけれども、週5日制がいよいよもって本年が始まったわけでございます。学校も総合学習の時間と、また授業時数の削減等々で、いろいろと学校の現場ではしほん志向ということで、いろいろ努力をしていると思います。

今、学校としましては、いかにして、学力を落とさないで、そして、自然に親しむといえますか、体験学習といえますか、そういう経験をさせながら生きる力を育むという計画で行っておるわけでございます。

校長会等でもいろいろイベントについてお知らせをしております。余裕があるならば、是非そういうイベントにも参加してほしいという実情も訴えておりますけれども、なかなか現場といたしましても、いろんな時数の関係もございまして、先生方の仕事の量もございまして、ご指摘のような事業に参加できるというようなことがままならないような実態もございまして、今後は、校長会等でどうやったら、そういう教育ができていくかということ話し合っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 湧水館周辺の出店の関係でございますが、これにつきましては、本日午後、出店希望者の方をお集まりいただいておりますので、その中で、去年かなり規制等も我々しておりましたけれども、そういった部分も含めて、どういった部分の開放が一番いいかということも含めまして、本日、そういった対応をお互いに協議していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

企画課におかれましては、お互いの相乗効果というものを認め合うということをお忘れなく、忘れないでいただきたいと思います。

やはり観光地に行きますと、眺めがいいんだけど、何もなかったじゃ、ああこれだけかと言って帰ってしまう。やはりそれだけじゃなくして、そこに1つでも2つでもお店があったりすると、そこで足を止めて、ほかの話でもしながら、また、そこで売場の方達にこの観光の施設の観光の箇所のいろんな起りとかをお聞きしながらということで、いろんな面において、私はためになると思っております。ですから、ただ見て帰っていただくということだけじゃなくして、どうせ来ていただくならば、足を止めて、話をして、できれば、何か金を落としていただくというような形で考えていただきたいと思いますので、午後からそういうことがあるということであれば、十分期待をしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

教育長の方から余裕があるならばというふうな話で、学校の方には話をしておくということなんですけれども、無理はしなさんなというような言葉にとってみればとれないわけでもないわけですね。要するに、完全に、週休2日制になりまして、5日間の中で、要するに、学校教育の義務教育の中でやる授業時間というものの削減というのはそうなされておりましたから、おそらく学校の先生方達はこの限られた教育する5日間の中で、どのようにして、今までの学力を子供達に維持させていこうかなということで、私は頭がいっぱいであると思います。

しかしながら、私が日ごろから見ると、また、考えております教育の姿というものは、先生方が一人ひとりの生徒の性格をよく見ることができれば、「この子はちょっと遅れておるな」、「この子はもうこの授業については完璧に追いついておるし、ついてきたいるな」と、「ああこの子は完璧に遅れておるな」とかということが、だいたい先生方達から見られない、要するに、評価を受けなければならないと思っております。おそらく、私達が子供のころは、先生方もちょっとした質問の内容とか、また先生方がこの答えについて答えなさいと言われた時に、答えた場合について、「ああ、この子はちょっとまだ基本がもう少しだな」とかということは、肌で感じていらっしゃったんじゃないかなと思います。

ですから、今の先生方達の能力が、教える力がどうかということは、私もまだわかりませんが、それをどうのこうのという資格は私にはないと思いますが、ただ、保護者として見ておると、40人学級の中で、もし、41人だったり42人だったりすると、20人クラスなんですけど、先生方達は、一辺倒、要するに、20人一から見ていらっしゃるんじゃないかな、そのような、やっぱり私達は不安な気持ちもあるわけですね。ですからこそ、無駄な時間を費やして、先生方としては

時間が足りなくなってしまうんじゃないかなと、やはり締めるところは締める、進めるべきところは進めるというように、要所要所をちゃんとつかんでさえいれば、5日間の授業時間というものは、私は有意義に使えるし、余裕も出てくるものではないかなというふうに思っております。

ですから、せっかく、文部科学省が、今まで国がやっておった国の文化の継承というものの時間を地域の文化の継承の時間に少しは費やしてくださいということで、教育改革がなされているのに、現場の先生方達がそれに対して、自分の立場だけを主張されるのであるならば、やはり地域の教育委員会の意向というものはまったく義務教育課程の中には広がっていかないんじゃないかなと思っております。東京型の教育をまた、熊本市内型教育をいつまで経っても、この阿蘇の方でしなければならぬんじゃないかなと思っております。

ですから、どこかでは、やっぱり勇気を振り絞って、この地域のいいところを継承するような教育の姿というものを私達は先生達にも協力をしていただきたいと思っておりますが、実際の話、余裕がないからできないものなのか、どうかということをお伺いしたいと思っております。

それと、総務課長の方に一つご要望でございますが、地域改善の事業が今回も少しあったようでございますが、地域改善対策教育振興費という形で、教育の中にもこういうふうに組んでございます。これ、教育委員会の担当なんですけれども、これと別に関係があるかないかはちょっとわかりません。また、おそらく関係があると思っております。教育ですから。

毎年、全国の同和研修大会が各県を回して行われております。本年は、大分県で行われるわけですね。私達がPTAに所属しておった時には、本州に行ったり、秋田とか、大阪に行ったりする時には、交通費とか宿泊費の関係で、数が限られておりました。しかしながら、九州内で行われる時には、極力今まで行けなかった人数を派遣しようじゃないかということで、普段よりも2割3割を増員をして、その研修大会に参加をいたしておりました。ですから、今年は大分ということ、特に、高森町は大分県と隣接をしております関係で、一番おそらく熊本県の支部の中では一番近いところに位置する自治体ではないかなというふうに思っております。そうなりますと、従来どおりの参加人員では、私はもったいないような気もいたしますし、いろんな方達に全国の運動の内容、また、全国の研修の内容というのを体験させるいい機会ではあると思っております。

ですから、総務課長は、行政部会のおそらく部会長であったと思っておりますけれど

も、今年度の取り組みについて、どのように計画をされておられるのかということ、最後でよろしいですから、ご答弁をいただきたいと。

教育長については、先ほど申し上げたとおり、自然を生かした教育というものに対して、学校側が本当に取り組んでいく気持ちがあるのかないものか、余裕がないというのは、最初から余裕をつくらないのではないか、そのように私は思っておりますので、そのあたりについて、今後の方針を力強く打ち上げていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 学校教育現場に余裕があるかないかというとらえ方かもしれませんが、これは、その先生一人ひとりの努力と言えればそれまででございますけれども、私達が現場に教諭としておりましたころは、地域の教育力、家庭の教育力というのが非常に向上いたしておりました。非常に端的に言いますと、しつけでございますけれども、集団生活のしつけ、また、そのそれぞれの家庭内でのしつけというのが徹底しておりましたので、非常にゆとりを持った教育ができたような感じがいたします。

最近、ご存じのとおり、やはり地域・家庭の教育力が低下をしておるといふようなことがございまして、もちろん、その中には先生方も生まれた年齢ではなからうかというふうにご存じしております。

そういったところで、先生方も非常にご苦労が多いのではないかと、私も感じております。

また、学校の評価というのが本年度より本格的に取り入れられまして、1時間1時間の全児童生徒の評価をしていくわけでございます。これは、情報公開というのが教育界にも行われまして、先生方もさっき申しましたように、一人ひとり評価基準を設けて、子供達を1時間1時間評価をしていくというような取り組みをやっております。

そういったことで、先生方も忙しいといえれば忙しいわけでございますけれども、やはりその中でもゆとりを見つけて、いわゆる何度も言われますように、この阿蘇の自然、高森の自然、そういうものを大いに体験をさせ、そして、生きる力に育むような取り組みを教育委員会としても、大いにやっていきたいと思っておりますし、学校現場にもそういうふうな指導をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 同和教育の研修ということでお話がありまして、お答えさせていただきます。

ご承知のとおり、先の6月に高森町の同和教育推進協議会、それから8月には、郡の同和教育の推進協議会の研修会、そして、熊本県の同和教育の推進協議会ということで、今、お話がありました、それから全国大会ということでございます。

この参加につきましては、それぞれ今まで検討してやっておったわけでございますけれども、今のお話がありましたように、本年は大分県ということがすでに決定しております。当然、阿蘇郡のレポート、あるいは本町の推進・先生方のレポート、あるいは運動団体のレポート、どういう形で中に出ていくかわかりませんが、また、郡の大会も終わっておりませんが、この大会というのは、今、お話がありましたように、せっきやく大分県であるからというお話でございますので、どういう形が一番参加しやすいのか、十分検討いたしまして、当然、その中で、町長が会長でございますので、高森町同和教育推進協議会の役員会でも開催しながら、この対応に当たっていきたいというふうに、前向きに検討していきたいと思っております。

よろしく願いしておきます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今、総務課長の方からも町長の方が会長であるということでございますから、町長の方に、本年度の取り組みについて、どのような希望を持っておられるのか、それと、今、教育長の方にお話をお伺いいたしましたけれども、自然と子供というのは、非常に私はつながりが深いものだというふうに思っております。その点について、町長の方も子供の教育について、これは教育行政の方ですから、あまり町長の方が言うべきことではないかなと思っておりますけれども、町長の希望というものがどのようなものであるのかというのを最後にお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） まず、同和推進の方からお答えをいたします。

去年は山形だったと思っておりますけれども、鳥取か。ちょうど20名ぐらいまいっておられます。バス1台ということでございまして、その先生達の行き方というものについて質問を受けました答弁したわけでございます。このたびは、隣の言われるように、一番近い行政のところにごぞって行くのが私は当たり前と、遠くだったら

大概お金がいらいます。このたびは自らでも行くような、佐伯議員、自らでも行こうという意気込みが私、十二分に伺いをいたしまして、本当に力強いご支援をいただいております。どうか、この声を、大分である、人権の侵害は絶対できないと、されどしないと、声を大にして言うよりも、私は実態を行っていたく、このようにしてまいりたいと、またお願いしたいと思っております。また、予算も有効に使っていただきたいと思っております。

また、学校、私は、保育園の方、いわゆる厚生関係でございますけれども、学校に上がる前の人材を育成しておる一人であると自負しております。各地域において、学校よりも地域において、いわゆる力、地域のあり方、また地域の伝統文化、これを地域の人から教えていただく、これが私は大変子供の三つ子の魂といひますか、本当に必要であると思っております。

また、学校に上がっていく子供達、地域と先生と、そして、学社融合ということまで力を付けていかなければならないということで、今日、教育を関わっておるわけでございますけれども、何と申しましても、先生が土着になってもらわないと私はいかんと、昔はドクラはドクラなりに、本当に愛を持って私はやっておられたと、私は物事については、ハード面よりもソフト面から相手、そしてハードに移るといような形でございますけれども、やはり、高森町の本当に素晴らしいフェスタがある時には、それを見て、実態を考えてもらう、それが私は教育であると、忙しいとか、忙しくないとか、そういうふうなフェスタを見ることによって、高森はどういうことになるかを私は子供達も知ってもらいたいと、そのような教育をしてもらいたいと考えております。

自治省、あるいは総務省からの高森町の自然ということで、湧水館からずっとソフトからハードに入り、そして、今日に至っております。そこに私は野の花と咲くのが、文化が薫るということにつながると思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

間もなく堆肥センターができますけれども、その堆肥センターについて、課長の方に二、三お伺いしたいと思います。

まず第1点、臨時職員が2名入るということでございますので、大変なご苦労だったと思っておりますけれども、その雇用体系をどういった形で進めていかれるのか、さらには、臨時職員の他に、途中で袋詰めとか、あるいは乾燥調整、堆肥散布時の雇

用、そういったものもございますけども、そういった雇用体系をどういうふうにご
考えておられるのかが第1点。

さらに、機械ですので、オペレーターが当然必要です。そのオペレーター等の土
日の稼働、できますならば、土日の稼働があった方がいいんじゃないかなというふ
うに考えております。試算ですと、月20日間の雇用になっていきますけども、そう
いった土日の稼働に対して、どういうふうにご考えておられるのか、できますなら
ば、これ一つの案ですけども、農家、トラクターの免許当然持っておりますので、
そういった形でのヘルプ作業等ができないものかが第1点でございます。

第2点は、いわゆる原材料を集めるということになりますけども、その原材料を
集める際のどのような形態でされるのかどうかちょっとまったく私、勉強不足で
わかりませんので、再度、肥育の堆肥、あるいはブロイラー、かりぼす堆肥、野
草、そういった点について、どういう形で、形態で集送されるのか、あるいは、原
材料を集められるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） それでは、お答え申し上げます。

まず、臨時職員の雇用の体系について、ご説明申し上げます。

実は、本来ならば、8月より非常勤職員なり採用して行いたいということで、計
画を、町長さん並びに総務課長さんにご相談申し上げまして、本年度については、
臨時対応とすると、また、本議会終了後、運営委員会等の立ち上げを早急にしなけ
ればなりませんので、その中でご相談を申し上げたい、そのように考えておりま
す。

それから、オペレーターの土日の稼働ですが、これにつきましても、1週の月曜
から金曜までが天気ばかりの日とは限りませんので、当然、土日なり、仕事が出て
くる面があると思います。そのへんについても、対応はやりたいと思います。

受託の問題ですが、トラクター関係の使用料の関係で、トラクターの借り上げ等
も考えておりますので、当然、堆肥センターのオペレーターで足りない部分につい
ては、それぞれ補いたい、そのように考えております。

3番目の原料収集の体系につきましては、基本的に、原料については、センター
が取りに行くということにしたいと考えております。これにつきましては、産業廃
棄物の関係がございまして、産廃、当然、家畜ふん尿については、産廃扱いですの
で、これについては、お金を取るということであれば、産廃業者の資格がいります
ので、あくまでも原材料については、若干ですが、お金を出して購入していくと、

そのように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

やってみないとわからない部分があるかと思えます。当然、稼動し出して、2、3カ月ないし4カ月ぐらいは試行錯誤が繰り返されるものと思えますけども、ただ問題は、やはり投資するからには、それなりの農業生産物はもちろんですけども、その堆肥センターなりの収益もやはり赤字じゃ困るという部分があると思えます。ですから、単純計算ですと、原材料費で433万円、それに人件費が二百何十万円ぐらありましたけども、それに伴う収入が280万円と、220万円、歳入としてですね、約500万円ぐらい、もちろん堆肥センターで黒字を出せというんじゃないくて、堆肥センターをもとに農家の方が生産物を少しでも高い値段で売れる、そういったのが本来の目的ではございますけども、そういった数字の面を追いかける部分が非常に大事になろうかと思えますので、そのへん再度、こういった形で進められるかをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 確かに予算の面では、歳入歳出比べますならば、歳出が多くなっております。本年は8月から堆肥を原材料を購入します。運営として、この1、2年につきましては、いい堆肥をつくりたいと、そのためには、期間をある程度長く持って、堆肥づくりを行っていきたいと思えます。

当然、8月原料を購入しますならば、その仕上がりについては、一般的な堆肥センターについては3カ月ぐらいで仕上げ、販売ということになりますが、今のところ、4カ月なり5カ月のサイクルで堆肥については販売したいと思えますので、本年度については、1月からの販売となります。その関係もありまして、収入と支出、歳入と歳出の差が出ております。

最終的には、目標年次を18年度として、歳入歳出各3,000万円程度の事業枠に、予算枠になろうかと思えます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

僕の勉強不足がちょっとありましたけども、もう1つは、一般の方がその堆肥を利用しようとする場合の堆肥センターの堆肥をどうやって使った方がいいか、あるい

は、どこに問い合わせ、どういう形で使えるようになるのか、そういった部分がまだ一般的には知られていないような気がいたしますので、そのへんの啓発活動をもう少し力を入れていただきたいというのが1つ。

さらには、刈り干しとか野草とかの堆肥を集めるということは、本当はちょっと思っただけでも大変な作業です。ですから、そのあたりも普通の一般の農家の方の搬入ができるような体制がとれれば、もっとやりやすいんじゃないかと思っておりますので、そのへんを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 原材料の刈り干しにこだわっております。このこだわりというのがとても大事だろうと私どもは考えております。当然、今の堆肥センターの機械関係の能力ではなかなか全部が全部、それを収穫するということはできませんので、これについては、当然、子牛農家、畜産農家、お願いを申し上げて、そのこだわりに徹底してやりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第37号 高森町有機農業推進施設設置条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第37号、高森町有機農業推進施設設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

この堆肥センターにつきましては、今、1番議員さんの方からご質問が担当の課長の方にごございました。縷々、今から先、運営していく施設でございますから、どのようにやっていくのかと、大変、これ、厳しいものがあると思うんですけれど

も、一つ、私も夢を持っておりますから、その件について、今後の材料にさせていただきたいし、ご感想等もいただきたいなと思っております。

今から先はやっぱり土づくりというものが、非常に重要視をされてくると、それを行政側の方も察知をいたしまして、今回、このような堆肥センターをつくられたというふうに思います。

しかし、残念なことに、この高森町においても、農業後継者が不足し、また、農業従事者の高齢化が進んでおりますから、その方達にどのようにして、この堆肥を送っていくのかということが、大変今から先の課題でもあるし、高森町に限らず、いろんな町村において、それぞれの特産物を生産されていらっしゃるところがございますから、そのあたりとの提携もどのようにやっていかれるかということも一つの今から先の販売の拡張につながってくるんじゃないかなと思います。

できれば、袋物の堆肥、それにバラ物の堆肥で、おそらく販売がされるものと思っておりますが、高森町の中で販売する場合については、当然、高森町役場管内では、高森の出張所、本庁ございますし、草部につきましても草部の出張所ございます。野尻の出張所もございますから、そのような窓口で堆肥の袋物のあたりは常備していただきまして、お年寄りがもし家庭菜園等でちょっと使ってみようかなというところがいらっしゃれば、そこあたりから販売もするというのも私は考えていいんじゃないかなというふうに考えております。

それと、先ほど1番議員さんの方から畑の深耕作業とか、いろんな作業等について、トラクターのオペレーター等の質問がございましたが、できれば、農業後継者をオペレーターとして登録をしていただきたいなど、なぜかと申しますと、農業後継者は、親から権限委譲をされておる、要するに、会計移譲をされておる場合については、やはり農業生産物のお金については、自分で自由に使えることが可能だと思っておりますが、現状においては、やっぱりお父さん、お母さんにお小遣いももらって、それで自分の遊費に充てているというのが現状ではないかなと思っております。

ですから、できれば、農業機械を使った各家庭、要するに、高齢化が進んでおるところの畑の深耕とか、ロータリーあたりをする場合についての受託作業をする際には、農業後継者を登録していただいて、オペレーターとして登録していただいて、そして、そういうふうに堆肥センターが受けた深耕、またはロータリー、いろんな事業についての費用をその方に一応差し上げると、時間いくらでという形で値付けしていただいて差し上げていただくと、現金支給でですね、そうすること

によって、私は農業後継者の方の臨時収入になると、そうなれば、その臨時収入をもとに後継者の人達は外に遊びに出ると、そうすることで、また、女性との巡り会いも増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

私は、堆肥をつくって、農産物を出荷するだけじゃなくして、これで農家の皆さん方の生き方が変わる方向にも私は考えを持っていていただきたいなと思っております。なかなか親からお小遣いください、どこに行く、ちょっとお金をつてというのは、親には一番近い身内ではありますけれども、なかなか言いにくいところがある。しかしながら、このようにして、アルバイト的にしたお金というものは、自分で自由に使えますから、私としては、堂々と遊びに使えるんじゃないかなと、そうすることによって、普段遊ばない後継者の皆さん方が遊ぶことによって、いろんな女性との出会いの場というものも、私は設けることができると思っておりますから、その点についても、できれば、オペレーターについては、農業後継者の皆さん方、資格を持っていらっしゃる方達を募っていただいて、登録制でもしておいて、ローテーションを組んで、なるべくそのようにしていただければいいんじゃないかなと。また、もしかしたら、遊ぶだけじゃなくして、お年寄りの畑を深耕することによって、「あなた、どこですか」という話になれば、もしかしたら、そこのお孫さんあたりにもいい相手が存在するかもしれません。出会いの場が私は大変増えるものだというふうに考えておりますから、オペレーターについては、固定することなく、できれば、様々な農業後継者の方達を登録をしていただくことを望んでおりますが、その点、いかがでございましょうか、課長さん。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 貴重なご意見ありがとうございます。当然ながら、農業後継者のオペレーター登録、先日、議案説明申し上げましたように、この施設につきましては、本町農業が目指していきます有機農業の拠点施設としたい、そのように考えております。うちの農林振興課の夢としましては、この施設を農業の総合総社にしたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第38号 高森町上在集会所設置条例の制定について

- 議長（児玉國廣君） 議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 野中謙三君。

- 1番（野中謙三君） 1番 野中です。

最初の提案理由の説明の時に総務課長の方からいろいろございましたけども、再度、ちょっとお聞きしたいと思います。今までの流れですね、昭和48年3月に設置されて、平成10年6月に陳情があって、平成11年の2月に払い下げがしようかと言って意見が出されておったとか、いろいろありましたけども、再度、そのへんの説明をお願いしたいと思います。

- 議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

- 総務課長（岩下生人君） 上在集会所につきましては、先だっの提案の中でご説明申し上げましたが、昭和48年3月に、文部省の補助をいただきまして、同和対象地域の住民に対する学校教育、あるいは社会教育の啓発の拠点ということで建設がなされております。その後におきまして、ご承知と申しますけれども、昭和61年、現在、通称名は上在いこいの家ということでなっておりますが、あれは単県事業の上在集会所設置ということで、昭和61年3月に設置されております。

ご承知のとおり、昭和48年にそういうことで文部省からの補助でつくっておりますが、その後におきまして、今申し上げましたように、昭和61年3月に単県事業で老人集会所、通称名上在老人憩いの家ということが設置されたために、現在はそちらの方が非常に同和教育の啓発の核として、現在、使用されております。

そのこと、いろいろございまして、支部の方では、以前は上在区の現在の本施設ですね、今、提案しております施設は、区長さんと支部がお互いに管理するということが、非常に使用もしにくいというお話もいろいろあつておりました。その後におきまして、今、申し上げましたように、2つ施設が競合しておるということで、当初の目的の集会所については、上在区で管理したらどうかというお話が出たとい

うふうに聞いております。

そういうことで、平成10年の6月に上在区の並びに現在、その以前は団体1つでございましたが、現在2つ団体ありますが、全日本同和会の支部長さん、それから部落解放同盟の高森の支部長さん兩名あるいは上在区の区長さんと、あるいは隣組長さん等の陳情がなされております。これにつきましては、一応初期の目的が達成されておるということで、払い下げをお願いしたいということで、その中で、教育委員会が先ほどちょっと出ましたように、平成11年の2月に教育委員会が開催されまして、3月に同施設の廃止が議会で決定されております。

その1年後に、いわゆる申し上げましたように、平成12年3月に、教育委員会から一般財産ということでされております。

その経緯を、その1年間の中身につきまして、私の方でも調べてみましたところ、非常にご存じのとおり、昭和48年3月に建っている品物ということで、非常に危険な箇所もいろいろ出ているということで、当時、その間に修繕等が教育委員会等で施されたりで至っていないということであったということでございます。

その後、ご存じのとおり、平成12年4月に、私着任いたしまして、一応8月に上在区までに話をいたしまして、一応払い下げについての一般財産ということで、目的は払い下げでございましたので、一応払い下げということでお話を申し上げました。

ところが、その中におきまして、出てきましたのが、ご存じかと思えますけれども、用地が約441平米ぐらいですか、ちょっと待ってくださいね、正式な数字、用地が町の町有地が現在、そこは町有地になっているわけですが、その面積の関係で、正式には424.41平方メートルということで、この土地の貸付についてのご相談を申し上げました。と言いますのが、ご承知と思えますけれども、天神区におきまして、町有地に部落の地域の集会所が建設されております。その中におきまして、それは当然、地域の方に町が貸しておるわけですが、使用料について町はいただいておりますということで、当然、この建物については無償をいたしますけれども、用地については、一応貸付ということになるということで、使用料が当然生まれますよというお話も若干申し上げまして、それから、保険の問題、いろいろありました。それとまた、支部方からでももう現在、2団体できております関係で、上在憩いの家というのは、現在、高森の解放同盟の支部長さんがもう私の記憶上、3年ほど管理されておりますが、これももう1つの団体の方から交替に管理させてもらえないかという話が出ましたけれども、これも解決に至らない

というような状況もありますし、諸々私の提案の中で申し上げましたように、まだこれを完全に上在区に無償払い下げするまではには至らないということで、いたずらに延びるようになってきますと、現在、保険は掛けておりますけれども、これの使用というのが、現在、一般財産の中でまた規定もキチンとしておりませんので、今回の提案して、設置をキチンとして、規則をこれで運用しながら、また、今後も上在区の方ともいろいろ協議をしなければならないなというふうに思っております。

そういうことです。よろしくをお願いします。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。ありがとうございました。

集会所というのは、その地域地域においては、非常に大事な場所ですね。いわゆる生活拠点でもあれば、いろんな活性化をするための大事な拠点でございます。その地域地域それぞれの地域でございますし、その土地が町有地であるか、あるいは民有地であるか、そのへんでは扱い方がちょっと変わるものかとは思いますが。その集会所は大事なものという認識は間違いないんですけども、ただ如何せん、今までの流れが私、これまた勉強不足かもしれませんけども、今一わからなかった。払い下げの陳情がありながら、なおかつスムーズに進まなかった、そのへんが非常に私としてはわからない部分がありました。なおかつ、今後も当分の間、この設置条例を設置して維持していくということで、提案理由の説明の時にもございましたので、実際、今後、どういう形でそういった集会所の利便性を図っていく方向とこの建物もちょっと古くなってきておりますけども、どういった利用法、あるいは地域の利用の仕方を考えていかれるのか、再度、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 一応管理につきましては、一応管理費等がかなり嵩むようなことが出てきますので、上在区とお話を申し上げた段階においては、皆さん方の無償払い下げの要望も出ておったということをお願い申し上げて、今現在、上在区と話し合いが進んでおる中身としましては、維持管理、いわゆる光熱費等については、全部地元負担と、使用者負担ということで、町としましては、現在考えておりますのは、現在、保険につきましては、非常に共済の方が安いということで、町の方の保険を使うと、建物共済はそれを使うと、それから、修繕等につきましては、最小限度に使用ができる範囲の修繕等には、そういった場合については町の方であるということで、一応規則の中でその取り決め、規則の設置でその制約等をやっ

ていきたいと思っております。

そういうことで、当分の間、上在区で使用をしていただくということをお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

普通の集会所、普通というか、僕達が思っている集会所はまた全然趣旨が違う部分もありますけども、今一、本当にわからないから質問しているわけでございまして、上在地域だけに限らず、集会所いっぱいありますけども、そういった集会所の中で、他には土地が町有地で上が地域のとか、そういった例がございますでしょうか。天神の他に。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 詳細の資料を私、手元に持っておりませんが、私が承知している中では、現在、集会所というのは、あとは部落とか、記名共有とか、いろいろ私有地の賃借とかいろいろあっておりますが、今、私達の方では天神の方が同じ条件というようにとらえております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

集会所というのは、いわゆる小さければ集会所、大きければ公民館、もっと大きければ役場の施設の公民館としての活用という解釈にややもすればなると思いますけども、小さい拠点としての集会所ということであれば、地域の方に任せて運営していただくというやり方が一番ベストではなかろうかと思えます。

ただ、今までの経緯がちょっと不透明でわからなかったものですから質問いたしましたけども、やはり今後は、上在地域において自分達の方で維持管理修繕、そういったものまでされていかれるように、僕は努めていかれるべきではなかろうかと思えますので、そのへん、よろしくお願いして質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今、野中議員の方からこれに至るまでの推移について、総務課長の方にご質問がありまして、私も隣の部落のことでございますから、眺めておりました関係で、質問させていただきますけども、まず、教育委員会の方にご質問いたしますが、結局は、教育委員会の財産であったのが一般財産になるということは、結局は町から町

の財産、そう変わらないわけですね、使用の方法についても。あえて教育委員会の方から教育財産として、これを除いた理由、陳情があったのかどうか、しかし陳情があっていたというふうに私は思っておりますが、その時の話というものは、私は上在が払い下げをするというような予定であったと思います。

それから、ズルズルとやってきまして、とうとう14年の6月と、その間、これは宙に浮いたような状態ではなかったかなと思いますが、その点について、教育委員会としては、どのように考えで、将来的な考えがあってそうされたのかということをお伺いしたいと思います。教育委員会どなたか、知っている方。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 私も昨年まいりまして、いろいろ事情を担当者、過去にさかのぼって聞いてまいりました。これにつきましては、平成10年6月11日、陳情がございました。これは、区長、先ほど総務課長答弁のとおりですが、区長、両支部長、並びに隣組長の連名でございました。したがって、当教育委員会といたしましては、教育財産のまま払い下げというわけにまいりませんので、平成11年2月教育財産の廃止を行ったものです。それから、その後、平成12年3月8日に、行政財産として引継ぎを行っております。以上のような経緯です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ということは、当然、10年6月11日に上在から、要するに、上在の財産としてしたいから、要するに払い下げをしてくださいというような形で教育委員会に陳情があっているわけですね。それを受けて、教育委員会はやっぱり地域の皆様方にあまり負担させるといけないし、この建物の老朽化、いろんな安全性を考えたということで、床の張り替えをしたり、おそらくトイレの改修等も行われてあったと思います。そして、さあ、払い下げをしようかとしたところが、できなかったのが今までになってきたんじゃないかなと。このままズルズルでやってきたから、これではいけないということで、私は上在の集会所を突っ込むように設置条例を設けられたんじゃないかなというように思います。

だいたい本来ですと、払い下げをする場合においては、教育財産からこれを排除した場合については、速やかに一般財産にして、ある程度の手直しが終わった時点で速やかに払い下げをするべきであったというふうに思います。それが今まで、ずっとそのままになっていた。これは、ちょっとあまりのような気がいたします。

ちなみに、こういうことができるということになりますと、この前、提案の時に言いましたけれども、村山の公民館、南在の公民館、色見の公民館、いろんな公民

館、一般財産として町にご寄附できるようにお話を持っていかなむればいかんなど思っておる。そうすると、町がすべて修繕から便利よく扱っていただけるんだというふうに思いますね。

ですから、このように、あまりにもルーズな管理の仕方というのは、私達としては、あまり納得をすることはできないわけですが、今話を聞いていますと、光熱水費については、使用者負担であると、ということになれば、あれは上在に建っておりますから、上在の方達の使用者負担であるだろうと思います。しかしながら、保険についても町、修繕についても町、いいですね、これは。元々の建て方の建てた時の一番最初の目的というのは、同和地域の啓発の拠点であったと、要するに、人権、様々な人達をすべての人達を平等に扱って、いろんな権利を認めましょうといっている。上在だけの権利を認めていると、他の地域の権利は認めていない、逆く差別ですよ、反対に言えば。この件について、教育長、あなたは上在の出身者ですが、どのような話になっているか、上在地区では。お伺いしたい。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 私も上在に住んでおりますけれども、なかなかこういう会に出席をして、熱心に聞いたという覚えはございませんので、だいたいこの話が出ていたかなということぐらいしか覚えておりません。大変その当時はボーッとしておりまして、そういうふうな実態でございました。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

その当時はボーッとしておったということでございますから、なるべく先ほどから教育関係でも質問しておりますとおり、町長も言われた教育者が土着してもらわにゃ困るという話がありました。教育長自ら、やっぱり上在に土着という形で、やっぱり上在地区のお話については、特に、行政に関するお話については、やはり町長の片腕として、私はいろんな話に加わっていただいて、助言をしていただくなりする責任が私はあると思います。

ですから、教育長については、その点について、十分上在地区の皆様方とお話し合いをしていただきたいと、そのように思っております。

それから、総務課長、もし、天神はそうであったということでございますが、こういうことが認められてくるということになると、他の地域から集会所を一般財産で町の方にご寄附したいというお話があった時はどうでしょう。受け入れていただ

けますか。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） まず、これは、当時、先ほど私が申し上げましたように、同和教育の啓発事業の拠点づくりをやるということで、昭和48年につくられたものでございますので、一応普通の集会所設置とは私は異なっておるというふうに認識をしております。

そういうことで、他の地域の集会所をそのように申し出があったとできますかというお話でございますが、私は出来かねるというふうにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、申し上げておりますように、確かに期間がルーズになっているんじゃないかということでありましたが、その間におきまして、私達、お話もしてきましたが、また部内的にもご指摘のとおり、一般財産ということで、今後、管理していいのかと、あるいは、初期の目的にもう1回戻した方がいいんじゃないかというようなお話等も部内協議いたしました。現在としましては、教育委員会にはもうすでに処分しておるということで、そちらの方の意見が強うございましたので、この建物をこのまま宙に浮かせたまま管理ができているということはいかかなものかということで、早い時期に一応措置しながら、今後もいろいろ検討していく必要があるということで、今回のこういう運びになりましたことをご了承願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） この件については、後ほど、委員会等でも十分審議をさせていただきたいと思いますが、11年の3月に総務課長が言われた同和地域を含む地域の啓発の拠点であったということは終わっているんですね。11年の3月に教育財産からの廃止をしているわけですから、11年の3月に同和地域を含むところの地域の啓発の拠点であったという役目からはもうこれは外れております。ですから、11年の3月から先は宙に浮いた状態で、その3年間、今年までの3年間の間は上在地区の管理であったというふうに私は意識しておりますから、今、総務課長が言われた地域から公民館を任せるから一般財産にというのは受けかねるということでございますが、感覚的には、11年の3月から上在の財産であったものを結局は一般財産に私は今回、拾い上げたというような認識でおります。3年間はどこにも所属していなかったような感じなんですよね。ですから、当然、上在の財産であったのが、一般財産として町の財産に今回入ってくるというような認識でございますか

ら、ほかの地区に対しても、私はそういうふうな要望が出てくる恐れがあるというふうには私は認識をいたしております。

教育委員会の財産ではございませんけれども、もう少し住民との話し合いを十分にやった上での教育財産からの廃止を私はすべきであったんじゃないかなど、上在地域の皆さんに数名の方にお伺いいたしますと、上在が払い下げするという話だったがどがんかとどらるかというぐらいの話でございました。その程度なんですね。おそらく払い下げをするまでの話は払い下げをするという話で、おそらく陳情にいかれたんだと思います。しかし、その間の3年間、それは話を聞かれておる上在地区の皆さん方は、払い下げをするという話で、話は進んでおるものだというふうには私はとらえております。ですから、総務課長が言う当面じゃなくして、もし、これを一般財産とするならば、期間を限定して、その間ではなければ、私としては、この設置条例については、取り扱いすることは大変厳しいんじゃないかなど、そんなふう考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 議案第38号につきましては、いろいろと陳情の時点から問題がずいぶんあるようでございますから、総務委員会で十分に審議をしていただきたいというふうに思います。他に何もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） それでは質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第39号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第39号、高森町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第40号 平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第40号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第42号 阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約について

○議長（児玉國廣君） 議案第42号、阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

この議案につきましては、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部を変更する規約でございますから、当然、私、阿蘇広域行政事務組合の方の議員でございます。先般、臨時議会が行われまして、これはまだ正式に議案としては上がっておりませんが、本来、今、高森町を含みまして、白水・久木野・長陽村で、火葬場を管理をいたしております。その火葬場につきましては、皆さん方、少なくともやっぱり何回かは行かれたことがあると思います。当然、行かれた方達のご感想といたし

ましては、大変行くまでのバイパスから降りてから道が狭い、また、駐車場が狭い、それに施設が狭いと、いろいろな苦情をお聞きになっておるといふふうに考えております。

そのようなご意見を聞く中において、いろんな行政地域において、火葬場の新たな建設等が行われ、やはり人、いろいろと人生を送ってきたあとに空に召される時には、きれいな場所で、また多くの人達に送っていただいとというその思いをもとにどうするかということ各4カ町村お話をさせていただいたその中で、やはり今の時代に合う形の火葬場を設置しようじゃないかというような意見があったそうでございます。

ですから、このように、一部変更することによりまして、広域の方に管理を委託するわけでございますけれども、しかしながら、新たな施設を前向きに考えていくという意味からの規約の一部変更でございました。詳しいお話については、町長の方もご存じだと思いますので、町長の方から一言ご説明をいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） この建設につきましては、私達、本当にゆりかごから墓場までということで考えておるところでございます。今言われるように、侵入道路については、これはまた非常に老朽化して、本当に最期のだびに付するのにふさわしいかと、本当に考えさせられるものでございます。これは、最終、人間としての本当の最終的なものでございますので、場所といたしましては、前の阿蘇山に登るところの県の用地がございまして、それを白水村が県の方から公園というようなことで借りておったところでございます。そこを2,900平米だっと思っておりますけれども、そこに建設をしようということでございます。

詳細につきましては、課長の方から答弁させてよろしゅうございますか。よろしく願いいたします。私といたしましては、ていれいでございます。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えいたします。

ただいま、ご質問にありましたように、南阿蘇の霊照苑に関しましては、現在、広域の取り組みといたしまして、今度の提案を申し上げているところでございますけれども、今後の計画といたしましては、今、町長が申し上げましたように、用地は白水村の方の旧の登山道の付近ということで予定を今しているところでござい

す。

その負担金の割合とか、今言われました人材の問題、それから場所的な広さ、今後につきましては、当然、駐車場の問題、それから、建設の道路の問題とか、内部に詳細に関しましては、これから詳しく推進して、協議していきたいと言われております。

それで、人材につきましても、広域を含めました皆さんが最期にお世話になるということで、気持ちよく入られるといいますか、安心して火葬場を利用させていただくということで、今後、設計及び工事に入っていくという段取りになるかと思えますので、できますれば、平成15年の14年度内にはそういうことで、工事の完成を見たいということで、これから協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 保健福祉課長、ちょっと声が小さいようですから、もう少し大きい声で言っていただかないとわからない方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。

しかしながら、だいたい14年度ですから、今6月でございますから、今から用地選定とか、いろいろと予算的な立ち上げ、予算の協議等をやっていきますと、おそらく15年度中ぐらいにはできあがってくるんじゃないかなというふうに思います。

しかしながら、町長に要望をいたしておきます。阿蘇広域行政事務組合に管理を任せる、任せるじゃないですけども、お願いするような形、運営管理を任せるような形の規約の改正でございますが、町長も総務課長も広域行政事務組合のいろんな会議には参加されていると思います。非常に自治体の行政レベルからすると、私は低いものがあると、非常に不安なところがございますから、この事業については、事業だけに限らずですが、より真剣に、本当にその場で会議の場で意見等については、ちゃんと残るように発言をしていただいて、高森町の住民の皆様方が安心してそのような施設が使えるようにやっていただきたいというふうに思っております。

これだけ不景気になりますと、いろいろと雑音も入ってくると思いますけれども、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第43号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 休会の件

○議長（児玉國廣君） 日程第3 休会の件についてを議題とします。

18日、19日の両日を休会といたします。なお、両日も各委員会となっております。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時15分

6 月 2 0 日 (木)

(第 3 日)

平成14年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成14年6月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1 番	野中 謙三	1 文化財の保護と整備について	1 現在の整備状況並びに今後の事業計画について
		2 観光リゾートの振興策について	1 計画の進捗状況と今後の課題について 2 色見中岳登山ルートへの整備について
3 番	後藤 和昭	1 学校統合に伴う町道の整備計画は	○ 道路の狭い所やカーブなどの危険箇所及び排水の悪い箇所等の整備をどのように進めて行くのか。
		2 中川原団地周辺の町道整備について	○ 危機管理道路としての改修は出来ないのか。
		3 日の尾峠線の改修計画について	○ J A阿蘇、森林組合など、拠点が阿蘇中部に集中しているが最短距離路線として大型改修の計画は。
4 番	甲斐 正一	1 県道「竹田・五ヶ瀬線」の改良計画	○ 県道の改良を柱として、野尻地域の住環境の改善が図れると思うが将来への意気込みは。
7 番	三森 義高	1 国保特別会計の不祥事について	1 償還計画書について 2 国からの相殺分についての道義的責任 3 元収入役に対する監査請求について 4 監査指摘に対する事務的対応の責任について

8 番	佐楢見誓香	1 町村合併をどうするのか	1 町村合併に関する基本方針は。 2 白水村長の発言に対する反論は。 3 本町の特別基金の扱いは。
10 番	佐伯 金也	1 町村合併の夢と現実について	○ 不確実な時代において将来の自治体の姿が描けるのか。また、現在の行政サービスをどのようにして推移させて行くのか。夢は見れるか。

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番	甲 斐 裁 君
------	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君

監査事務局長 阿南哲也君 農業委員会事務局長 村嶋兵志郎君
行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） おはようございます。1番 野中でございます。

今回は、人づくり、地域づくりからちょっと離れますけれども、文化財の保護と整備について、さらに2番目の項目といたしまして、観光リゾートの振興策について、この2点をお伺いしたいと思います。

まず、最初に、教育長の方にお伺いしたいと思います。

ワールドカップで、サッカー賑わってございましたけれども、久々に日章旗、日の丸の旗を多く見受けることができました。やはり日本を愛する気持ちというのは、非常に見ていて、心が和やかになるものだと改めて感じましたけれども、その中に歴史の重みというのがあるかと思えます。

そこで、高森町、本町の文化財の保護について、二、三、お聞きしたいと思います。

まず、文化財といっても、文化財には有形絵画、有形器物、有形建造物、それに史跡、建造物彫刻、天然記念物、そして、無形民族文化財、そういったものがあるかと思えますけれども、振興計画、以前は振興計画とっておりましたけれども、昭和40年代の振興計画、さらには、昭和50年代の振興計画、そして、その後の今現在の総合計画というふうにありますけれども、その中で、その文化財についての記述、非常に簡単な書き方でしかされておりません。特に、昭和46、7年、そのごろに文化財が一度に整備されまして、その折りに、昭和54年の振興計画を見ます

と、「文化財を正しく理解認識し、その保存など、活用に力を注ぎ、郷土発展の資料として次代に引き継ぐため、文化財保護についての啓蒙と史跡案内等を計画する」というふうにうたってございますし、昭和59年は、まったく同じ文言でうたってございました。ちょっと違うのは、「後継者の確保に努める」という文言が入っておりますけども、如何せん、その予算との絡みもございまして、その文化財の保護、さらには、その整備について、今までの整備状況をまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 自席からよろしゅうございますか。

おはようございます。

日ごろから皆様方には、文化財保護行政に対しまして、深いご理解とご支援をいただいております。大変感謝を申し上げたいと、また、私達も郷土にあります文化財を大切にしていきたいというふうに考えております。

ご質問でございまして、ご承知のように、文化財保護行政につきましては、法的には手厚い措置がなされておまして、しかし、その上に規約等についても大変厳しい面がございます。実態としましては、財政的支援等については、わりとご存じのように手薄な感じがあるのは私ども否めないというのが現状でございます。

ただいま、本町でも「高森町史」等の発刊によりまして、文化財の啓発といえますか、その点につきましては、先人の方々達が努力されてきているというふうに考えております。

今後の私達の計画といたしましては、文化財の保護並びに整備については、文化財保護委員の方々のご相談を申し上げながら、新たな文化財発掘、または老朽化したものについて、整備していきたい。今現在出ておりますのが、標木が少々痛んでございますので、何とかこれを半永久的なものに建て替えようと、教育委員会内で相談をしているところでございます。

本町には、県指定文化財が2件ございますし、元来、町指定文化財であったものを県指定というふうにしております。この財政的な措置がやはり保護、修理ということになりますと、かかるわけでございますけれども、国・県の補助金等の財政支援については、ハード面についてはある程度ございますけれども、ソフト面についてはほとんど措置がなされていないというようなことでございます。また、国の方から特別交付税として、町の方に文化財保護についての財政支援もございまして

れども、特交でございますので、何がいくらというようなことはちょっと私の方ではわかりかねておるところでございますけれども、私達、町文化保護条例第11条で無形文化財につきましては、予算の範囲内で補助いたしておるところでございます。

私達も文化財については、先ほど申しましたように、町の大切な財産でございますので、今後は、教育委員会、文化財保護委員会等と連携をとりながら整備をしていきたい、年次計画を立てながらやっていかなければと強く感じているところでございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

ただいまの教育長の答弁、ありがとうございます。

文化財に関しての大まかな概要というのは、だいたい答弁があったようなものだと思っております。

ただ、今度はその文化財の、文化財に対するものの見方というか、とらえ方ですね、その辺をちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、文化財というそのものの意味をどういうふうにご考えておられるのか、さらに、その文化財の保護する意味、何で保護をしていかなければならないかという意味合い、さらには、文化財から何を学び取ろうと、私達、先祖が残してくれたものから、何を我々は学び取っていかないといけないのか、その辺のとらえ方ですね、意識のとらえ方、そのあたりを教育長の方からお聞きしたいと思っております。

歴史から学び取るものをどうやって地域に反映させ、子供達の教育にもそれを向けていくのか、やはり僕は教育委員会としては、文化財の本来の意味する部分はその辺ではなかろうかと思っておりますので、教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 町の文化財だけではございませんけれども、私達の先祖、先達者がいろいろとして残したものでございまして、これがどういう過程でどういう意味でつくられたものかというようなことを私達は勉強していかなくてはならない。私、詳しくはございませんけれども、やはりそういう文化財を、社会にはもちろんですけれども、地域社会にはもちろんですけれども、学校教育等ではやはり地域の伝統といいますか、慣習といいますか、そういうものはやはり歴史の中からあるような気がいたしますので、そういうものが残っている地域では、やはり子供達に知らせていくべきである。また、学校教育の方にも連絡をとっておりますし、

特色ある学校づくりというようなことで進めていきたいと。また、町史等も発刊してございますので、住民の方々も広くお読みいただいて、またさらに、機会があれば、文化財保護委員会等と相談をしまして、啓発をして、私達は大切にしていかななくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

文化財の資料というのが、私、教育委員会の方で探して、局長の方からご指導いただいて、見させていただきましても、やはり前回、いつごろされたのか、はっきり覚えておりませんでしたけども、そういった文化財関係の資料というのが非常に整備が今となつては古いんじゃないかと、古いといいますと語弊がありますが、やはりいろんなものを調べる意味におきまして、検索する場合におきまして、なかなかわかりにくかった、したがいまして、もう少し文化財の全体的な整備をやはり予算化していただいて、今後は、後世に残す意味でも整備していただく必要が十分あるかと思ひます。

さらには、そういった文化財に関する資料等が今、子供達の教育にも反映させていきたいというふうに答弁がございましたけども、学校にはございません。そういった高森町の文化財がどういうのがある、自分達の地域にはどういったのが残っている、どういう謂われがある、そういったものを学ぼうと思つてもなかなかそういう資料がございませんので、やはりそういったのは学校にきちんと備えるといいですか、配置しておいていただいて、子供達の教育に本当にいつでも歴史がわかるような形をとっていただきたいなと思つております。

さらには、もう1つ、最近の地域住民の声といいますのが、言い方が悪いんですけども、おんぶに抱っこ、すべて何もかも行政任せで進めていこうとする風潮がやもすればちょっと見受けるところがございます。やはり自分達の地域、郷土は自分達で守っていくんだ、自分達に残された財産はその地域が十分協力しあいながら、守っていくんだという意識、そういった意識を植え付けることがやはり文化財の保護へもつながろうと思ひます。

したがいまして、助成だけをするんじゃなくて、やはり地域の輪を高めるような仕組み、やり方を進めていただければと思ひます。

仮の話を申しますならば、私の地元、下色見には山鳥井上地区に本当に古くから伝わっております飯食い祭りというのがございますけども、その飯食い祭りの関係

者の方にお話をお聞きすると、文化財とか、そういったひも付きのやつはいらないと、自分達は自分達の伝統を受け継いで進めるのであるから、そういったひも付きがあると、制約を受けてなかなかやりにくい、やはりそういった考えの地域もあるということをお聞きいただいて、その文化財に対する整備、さらには、後世に残す意味での助成、それも必要ですけども、資料等の整備を進めていただきたいと思います。

さらに、この文化財に関してもう1つ、最後に町長の方にお聞きしたいと思いますけども、そういったいろんな文化財、資料等もございますけども、この庁舎内においても、いろんな意味で、非常に参考になる教科書といいますか、事例といいますか、そういったのがたくさん眠っていると思います。いろんな関係書類、私ども議会議員からしますと、その日の丸の後ろにございます議事録の書庫、それが私にとっては非常に時間があれば時々それを眺めておりますけども、愛読書まではいきませんが、高森の歴史、あるいは旧色見村の歴史、旧野尻村、旧草部村の歴史を知る上でも非常に貴重な資料となっております。いわゆる参考資料でございます。

そういった意味で、今後もこの高森町をいろんな意味で、いろんな角度から調べようとする方がおられる時に、そういった今までの行政の積算資料ですね、そういったものについての保管、あるいは研究の判断材料となり得るような気がいたしますので、その辺、法定の10年保存、あるいは3年保存、そういったのがございますけども、そういった意味合いを含めまして、書籍類について、町長が文化財を通しての価値としての総体的な見方をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） まず、有形、無形の文化財についての私の所感を申し述べたいと思っております。

地域社会、いわゆる古代社会におきましては、やはり自然崇拝の神仏等々によって、家庭安全、家内安全と、それから無病息災、あるいは地域の連帯を一つにまとめるための祭事等々があつて、そこから生まれたものが歴史、伝統、文化と私はとらえておるわけでございます。

その先人がつくりました、その中での自然崇拝こそがまさに我々今日の自然を崇拝するということに起因してきたような感がするわけでございます。

それからまた、野中議員の勉強の仕方というものについても、私、大変感服しておるところでございますけれども、今、おっしゃいましたように、行政にはいわゆ

る条例、そしていろいろな問題点の規則等々の地方自治の憲法がそこうたわれておるわけです。そこから派生するところの事業体、これを綿密に毎日毎日、1ページ1ページ書きつづってくるのが私は文化でもあるととらえておるわけでございます。

いわゆる本を書くという時に、辞書がなければ到底本当の意味の本は書けないと、また、行政におきまして、その流れをしっかりと踏まえるための条例、あるいは、今までに培われてきたその文言等々が、これはしっかりと生きて保存、永久保存、保存、あるいは5年、3年というような保存の期間がありますわけでございますけれども、私といたしましては、これはその中に1行1行、住民福祉の向上のために文言が生まれておると、それを研究するのが後世への役目でもあるし、また、それを残すことが先輩の役目でもあると私は感じておるわけでございます。

先にこれは破棄していいですかというようなことでね申し出がありました。しかしながら、私はそこには高森町の歴史が、またそこに仕事をされた公僕としての生命がそこに生きておると、それをむやみやたらにもう期間が来たから捨てようかというような、そういう考え方ではいかないと、やはりその心を次の世代に勉強する人がおると、その勉強を真実に伝える者は今まで培われた1ページ1ページの行政のあり方であるというようなことを承知しておるわけでございます。

私といたしましては、その膨大なる資料でありますけれども、それが高森町の将来像の図書として、言いますならば、そういう図書館的な方法をつくって、そして、勉強する人にはいつでも提供ができる体制をとっていかなければならないと、そういうところが私は文化であるなと思っておるわけです。

いろいろな文化にはあろうかと思えますけれども、その絵画一つにしても、書にしても、そこには心があるわけでございますので、また、行政が今までに1日1日仕事してきた積み上げも私は文化ととらえております。これを残すことが我々の使命と、私としては考えておるわけでございますけれども、破棄するということについては、相当の吟味をもって破棄しなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

私も職員の方々が確かに書類を整理する以上、やはり不要なものは捨てる、確かにそうです。捨てる勇気というのも大事です。しかし、捨てる勇気よりも、やはり

どれが大事で、どれは捨てるんだという判断する材料となり得るような経験、知識、そういったのも必要かと思っておりますので、今後とも十分な資料を残していただき、後世に町史がよくわかるような形でしていただければ幸いです。

第2点、次に、観光リゾートの振興策について伺いたいと思います。

これもやはり観光リゾートの振興策といいましても、高森町は観光のなり得る場所等はたくさんございますけれども、やはり振興計画、そして総合計画の中にもずっと同じような文言がうたわれております。振興策を図る、振興策を図ると、そういった繰り返しばかりでございますけれども、やはり、具体的に、何年度計画ではどこを重点的にやると、そういった明確なうたい方も必要ではなからうかと思っております。実際、湧水トンネル、あるいは九十九曲の峠、そういった部分的にはされておりますけれども、総合的に見た場合、例えば、企画の方でされております九州ハイランド活性化協議会、そういった中でも自然遊歩道をどういうふうにご利用していくのかといった協議がされておると思っておりますけれども、やはり全体的な取り組みの中で、高森町の観光開発をどう図っていくのか、そういった点も必要ではなからうかと思っております。

まず、その点につきまして、ハイランド構想の問題と阿蘇リゾート文化圏、そういったことにつきまして、企画観光課長の方からお答えしていただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） ただいまのご質問がございました九州ハイランド活性化協議会は、地域的には阿蘇南外輪から県の東部と宮崎県西部を含む、いわゆる山間地の一帯を総称して九州ハイランドというふうな行政的な呼び方をしております。現在、加盟が13町村ございまして、事業内容としましては、自然環境、そういったものを活かした人との交流、体験、そういったことを目標としまして、いろんな協議がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

見る観光から体験型の観光へと移行しつつあるというふうな答弁でございます。体験型の観光というのがやはりこれからも重要になると思っておりますので、総評して、高森町の今の宿泊の部屋数、収容人員数、あるいは入り込み客数、そういった具体的な数字等がございましたならば、ご報告願いたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） それでは、本町に対します観光客の入り込み状況についてお答えします。平成13年度で122万5,993人、ちなみに、平成5年当時は58万2,724人でした。

次に、宿泊関係でございますが、全体で23施設でございます。この中には、ホテル、ペンション、旅館、民宿、貸しバンガロー、そういったのも含めておりますけども、部屋数にしまして193室、宿泊可能人員が1,150名ということになっております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

その宿泊者の中に、最近では、体験型ということで、非常に山登りをする方が非常に多くなっております。根子岳、さらには、高岳、中岳、たくさんのルートもございますけども、私事ではございますけども、私の方の宿泊の店の方でも1年間にだいたい根子岳に登られる方が60名ぐらい、高岳、それと中岳に登られる方がだいたい40から50名ぐらいは、個人ですね、団体除いて、個人でいらっしゃいます。そういった形でやはり1日、南阿蘇をゆっくりと過ごすというような体験型の観光客が増えてきているものと私自身も実感しているところでございます。

その中にあって、今、入り込み客中で、登山者数が大体どれぐらいおられるのかをお聞きしたいと思いますし、さらには、登られた方のご意見でございますけども、中岳登山口がなかなかわかりにくいと、そういった標識等の整備はうたってはございますけども、なかなかわかりにくいので、その辺の整備をもう少ししていただければ、登りやすいんですけども、という声を非常にお聞きします。

ましてや、中岳登山口、これちょっと余談でございますけども、中岳登山口のルートで阿蘇山に登られた方、今、課長の中で何名ほどいらっしゃいますでしょうか。恐縮ですけども、手を挙げていただければ幸いですけども、お願いいたします。

はい、ありがとうございます。約半数ぐらい、中岳登山口から登ると、南阿蘇外輪が非常にきれいです。一望千里というか、一望千頃、一望無垠、非常に心が洗われる思いがします。やはりこういったすがすがしい思いというのは、やはりほかのお客様にも体験していただきたいと、地元ながら、地元の人間ではありますけども、本当にそう思うわけでございます。

ですから、登山者の把握が今どうなっているのか、さらには、中岳登山ルートについての整備等が計画の中ではうたわれておりませんが、今後、重要な観光資源として活かされるものだと確信しておりますので、併せてその辺のご答弁、いただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 最初のご質問ございました登山者の総数については、なかなか把握しきれない部分が多いでございます。今、議員の方から宿泊者の中で何名か登っておられるということで、だいたいうちの方で、これはあくまでも予測でございますが、中岳・高岳の方にはだいたい300から400名程度ではなかろうかと思っております。

2点目の中岳登山口の看板の関係が今、ご指摘ございましたが、中岳登山口につきましては、県・熊本県警・地域振興局・町だったと思っておりますけれども、年に1回、危険箇所等の点検も行っておりますので、今後におきましても、臨時的に私どもの方でそういった看板類も含めまして、再度点検してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

昭和の大合併が行われた時に、色見村、高森、草部村、さらにそのあと野尻村が入ってまいりましたが、その昭和30年の5月議会の臨時会の中で、合併に伴う要望書というのがございました。その中で、色見村からの要望がありましたのは、阿蘇山登山口への、それは道路ではございましたけれども、道路を入れてくれんかという要望がございまして、結果的には白水村の方にできたと、そういうふうになっておりますけれども、要望を上げる前の段階で、旧色見村の先輩の方々から強く声が挙がっておったのが、中岳登山ルートをもう少し整備してほしいと、整備していかうじゃないかと、さらには、旧色見村にとっては、高岳・根子岳が地域活性化の一番の源だと、そういうふうな議論がされておりました。

したがって、その後、数十年経た私が地元から出ておるわけではございませんけれども、町全体としてとらえた意味におきましても、やはり歩いて登れる登山ルートというのは、やはり中岳登山ルート、この1本しかないと思っております。普通の山道を、あるいは階段を上りながら登っていく、いわゆる本来の登山、ジョギングではなくて登山、歩いて登れるルートの開発というのは非常に大事になろうかと思っておりますので、その辺の今後の検討をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、町長の方にお伺いしたいと思いますけども、そういった先人の知恵とい
いますか、そういった先ほどの文化財と重複はいたしますけども、そういった観光
開発の意味におきましても、その郷土が残した遺産文化的なもの、あるいは、そう
いった登山口体験できるような観光、そういったものを町長自身、今後どうい
うふうに町の財産として活かされていこうと計画されているのかをお聞きしたいと思
います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 色見、中岳に通づる先人の知恵ということでございます。ま
ず、私が丸山というところに28年のあの大きな災害の時に、丸山に通じる大きな
道ができました。そして、先人は、その道をもって、丸山や草千里、砂千里へとい
うような大きな構想を持って、そしてまた、一つは、世界の阿蘇であるというこ
とで、産交の今やっているのは、ロープウェイ、これを南阿蘇から架けてはどうかと
いうような壮大なやはり先人は先人らしく、おおきな意味をもって掲げておられま
した。しかしながら、その調査の結果、非常に急上昇の問題点等々、それから機械
的な問題等々、また金銭的な問題等々でこれはとても無理だということで、日ノ尾
峠をどうするかということに展開をされております。これはまた合併の時にちゃん
として、この県事務所、今の振興局に対しまして、申し出をしてあります。色見、
高森、また、草部、野尻というような合併についての要望がしっかりとあるわ
けでございます。今、そのことが一つもクリアされておりません。これは非常に残
念であると。もうすでに四十数年経っても未だにしてできていないということにつ
いては、非常に残念でありますけども、林道ということで、あと数百メートルで通
じるわけでございますけども、この林道ではなくて、一の宮に通ずるいわゆる生活
道路、行政等々において統合された法務局等々においても、あの道ができておれ
ば、本当に安い費用で出ていくと、それからまた、先輩達が言うておられますよ
うに、一の宮に通ずるのは45分で行くというようなことも言うておられます。先人
の言葉というのは、たった一言でございますけれども、その中に生活環境の改善と
いうものがうたってあると思います。

今、合併問題等々で一の宮との道の建設はどうかというようなことが出ておりま
す。私といたしましては、今、一の宮の町長、一緒になってこれを開通する方法は
ないかということでお話し、また県の方にもお話を上げております。

そういうことで、先人の知恵、そしてこれからの21世紀の道路というものにつ
いて、しっかりときちんとした答えを私はこのたびの問題点については出さなくて

はならんと、このように考えておるところでございます。

県の方につきましての今の問題点につきましては、建設課長の方に答弁させていただきます。

日ノ尾峠と観光ということでございましたけれども、やはり道に通ずるということで、建設課長の方に回したけれども、観光道路ということで、訂正させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 一般質問の中で日ノ尾峠線については、後ほど後藤議員の方から出ると思いますので、その点でご説明していただければ幸いです。

一般質問終わりますけれども、いわゆる先輩の知恵、先人の知恵というのがいかに大事であるか、そしてさらには、今、活動している我々が議員が、執行部が、それをどう活かして活用するか、その活用する知恵が今度は我々に課された大きな課題ではなかろうかと思えます。やはり、新しいものをつくるには抵抗がございますけれども、新しいものつくる勇気と古いものを捨てる勇気、さらには、古いものを残す勇気、勇気と決断をもって、今後も執行部、そして、議会ともに進んでいきたいと思っておりますので、今度ともよろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 野中謙三君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） おはようございます。

このたび、町道の整備計画と日ノ尾峠線の改修計画について、町長さんに質問をいたします。

まず、第1点目として、学校統合に伴う町道の整備はどのように進めていかれるのか、平成15年4月1日から高森小・上色見小・色見小の3校が統合されて新しい小学校として生まれ変わり、開校いたしますが、その中で一番心配されていますのが、通学の問題で、スクールバスが安全で安心して運行できる道路整備を急がなければなりません、道路の狭いところやカーブの危険箇所等が、及び排水の悪いところ等の整備をどのように進めて行かれるのか、ご答弁を願います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 学校統合に伴うところの道路整備ということについて、お答え

をさせていただきたいと存じます。

整備のために13年で7箇所を整備をいたしております。測量設計を実施しております。また、14年度で3箇所の工事発注予定をし、そして、15年度の4月1日に間に合うようにということで、鋭意努力をしておることをご報告を申し上げます。

また、小学校の通学バス、これについて、路線が決定しております。整備等の箇所が必要であればということで予算化も費用として組んでおるところでございます。その費用については、3,000万円というようなことでございますけれども、そればかりではなくて、いろいろな箇所においても、鋭意努力をしていくわけでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） 自席から失礼いたします。

ただいま、今年度において3箇所と、あとは鋭意努力してやるというようなことでございますが、一番、町長さんが掲げる点は、安全安心と、こういうことでございますので、できるだけ集中的に、単年度で終わるように予算を計上していただいて、計画を立ててお願いしたいと思います。

では、2点目でございますが、中川原団地周辺の町道の整備についてでございます。

まず、団地入口付近ですが、大変見通しが悪く、特に、出る場所においては左右が見えにくいし、団地東側の急カーブや高森駅南側から農道豆塚線へ通じる道路につながるところは、道幅が非常に狭くて、先月も衛生車の横転事故があったばかりですが、災害等の時に十分に機能を発揮できるような危機管理道路としての改修はできないか、お尋ねいたします。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） お答えいたします。

中川原線につきましては、13年の第4回議会におきまして、町道の認定をいただいたわけでございます。先日、過疎自立促進計画ですか、それにつきましては、見直しがございましたので、15年度から事業計画をのせております。

総合計画につきましては、次期見直しにつきましては、その時点で計画していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） 団地ができて相当長いわけですね。今なお、行き止まりのような状態です。道路幅が2メートルに満たないようなところもあるようなわけですが、これはいち早く改修しなくては大変なことになるんじゃないかと思えます。よろしく願いいたしておきます。

それから、3点目でございますが、本日のこれが本題でございます。先ほどから町長さんの方も少しは1番議員さんに対して、何か少し方向を転換されて、日ノ尾峠線のことをお話しされましたが、日ノ尾峠線、この改修についてでございますが、J A阿蘇、森林組合、また県の出先機関などが阿蘇中部に集中しているが、最短距離路線としての大型改修の計画はあるか、お尋ねいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 先ほども方向、ちょっと観光等生活道路、あるいは行政道路ということで、一体を申し上げたところでございますけれども、この道路につきましては、昭和の大合併の時に、これは条件的に上がっておるわけでございます。それが今日までなされていなかったということについては、大変私も遺憾であるということで、今、県の方にもお願いし、また、県会議員の方にもこの道路あってこそ、本当の行政的的道路でもあるし、また、安心したところの行政ができるというようなことで、指導いただいております。

今、265号線から根子岳山荘、そして鍋の平、そして今、境界のところまで県有財産、いろいろとございますけれども、そこまでには残すところ八百数十メートルで林道というものは開通いたします。しかしながら、これが本当の行政道路であるかということになりますと、大型改修がなさなければならないということで、県の方をお願いをいたしております。また、町村会においても、阿蘇郡の課題としてとらえておると、また、町村会、一の宮においても、町村長同士の話し合いもしておるところでございます。また、幹事会も開けというようなことも指導しております。

何と申しましても、ただ、57号線、57号線という言葉で今推移しておるようでございますけれども、この日ノ尾峠が大きく開通され、採択なれば、これは、阿蘇、南阿蘇、これは一体となって、大きな活動ができると、私は自負しておるところでございます。

一日も早く立ち上げるというようなことで、がんばっているところでございます。

また、いろいろと協議はされておりますけれども、日ノ尾峠線の改修計画ということで協議がなされて13年度測量設計委託ということで612万1,000円が計上されておると、また、14年度に橋梁設計委託はできるということで、事業として、当初とのいわゆる建設課ですか、一緒になって県事務所の方に申し入れをするというようにしております。力強い協議を私は申し出ておかなければならないと、このように考えておるところでございます。また、今協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） 3年前に、観光の拠点づくりとして、南阿蘇休暇村を中心とした拠点づくりをどうしていくかというようなことで、この質問を1回したことがございますが、町村合併などが進む中で、高森町においては、南阿蘇の中心とするためにも、その位置付けは大事なものであると、一の宮町と共同でこの道路を完成させることで、観光客の流れが変わり、高森町の財源確保につながることは間違いのないものと確信しています。

このような重要な道路に対して、国の施策もだんだんと厳しい、また県の財政も厳しい中で、県議の先生も傍聴に来られておられますが、町長さんにおかれましては、強い信念を持たれまして、早急に期成会等を設立されて、前進させてほしいものと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私は、住民福祉の向上のために、先頭に立つということで、町長選に出ております。これからもこの日ノ尾峠、これを1つの線として、私は面と面のつなぎを一生懸命やるためにもがんばってまいりたいと、そういう決意でおります。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） これで、私の一般質問を終わりますが、町長さんの力強いご答弁をいただきましたので、必ずや成功するものと思います。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 3番 後藤和昭君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。

梅雨に入りましたものの、雨不足でございましたが、非常に本日はいい恵みの雨というふうに思っております。私の一般質問もこの雨のように、いい恵みの雨になればいいかなというふうに思っております。

では、本題に入らせていただきます。

私は、今回、県道竹田～五ヶ瀬線の改良について、町長にお尋ねをいたします。

なぜ、私がこのような路線に対して一般質問をするかと申しますと、県道の改良を柱として、野尻地域の住環境の改善が図られると思うからであります。この道路は、路線は61.1キロメートルあり、昔から大変役割の大きい路線でもあります。竹田市と五ヶ瀬町、広くは大分県・宮崎県とそして私どもの熊本県のそれぞれの文化・経済・産業の交流の幹線で意義の非常に高い生活道路であります。このことは、路線の国道昇格の期成会に参加しておられる1市3町の首長、首長の方々十分にご存じであると思っております。

しかしながら、現在の国の施策である道路特定財源の見直しや、県の実施している公共事業の削減などで、この路線は、路線に対する風向きは必ずしも追い風とは言えず、それよりも逆風が非常に強く吹いているのではないかと感じております。いかがでしょうか。

また、平成5年に3県1市3町で政界を立ち上げ、現在までそれぞれ市と町が予算を組み、国の働きかけや要望をしているところではありますが、大分県と宮崎県は、それと並行し、単独で改良を行っているようであります。残念なことで、その2県に比べると、熊本県に属する本町の7.5キロはまったくの未改良で、国道昇格が非常に厳しい現在、大分・宮崎両県は独自に県道として改良を進め、本町だけがなぜできないのかを町長にご意見を伺いたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 地元のあの急峻な坂、そして、狭隘な、これが県道であるかということでご質問をいただきました。豊後・日向・肥後ということで、江戸時代からずっと伝統、歴史、文化と産業の道路として、竹田市から五ヶ瀬に流れるその主要道路であると、そこに緒方町という前はこの五ヶ瀬線については、入っておったと思いますけれども、その中で、両端は非常に進んでおるが、中心の高森町の、いわゆる熊本県の方の70キロのうちの7キロがどうしてもできていないじゃないかということでございますので、これを振興局の土木に県議の方からもご同席をい

ただきまして、どういうことで、どういうふうにするかと、本当の生活形態について、おまえ達は何を考えておるか、大型トラックは切り替えなくちゃなりません。今、経済コストをいかにして下げるかというような時代において、切り返し、そして危険で、今にも崩落しそうな、この道路を改良しないということにおいてはなんたることかというお叱りをいただいております。私といたしましても、竹田～五ヶ瀬線については、副会長ということで、今日まで、後藤竹田市長、そして阿南市長についてもやっておるわけでございますけれども、後藤市長については、本当に一生懸命でございました。そして、五ヶ瀬の先代の町長におかれましても、一生懸命でございました。このたびはお辞めになりました名前はちょっと忘れしておりますけれども、その町長と私で、もう市長、どういうことであなたはやらないかと、何をもってこの会をつくった意義があるかと、その意義をあなたは発揮しないということで、いわゆる詰め寄ったわけでございます。そして、5万円の会費をもってやっておったのをもうしませんので、残高は増えるばかりです。こういう残高をもって、この会が生きておるということに対して、あなたは責任をとれというところまで詰め寄った経緯がございます。そして、私達の町からも県に議長はじめ、お願いした経緯がございます。この要望書につきましては、もうご案内のとおりでございます。そして、県の方からもこの3カ町村をもって、さいしをもってやっていくということで、大分県は大分県、熊本県は熊本県、宮崎県は宮崎県で、その回ったわけでございます。

さらに、九州整備道路の所長にも、私達、申し入れをいたしました。その時には、ちょうど市長が出席しません。1時間前ぐらいには出席するということでもございましたけれども、急きよ、私が代理人といたしまして、上野工事事務所長に私がお会いをいたしました。今、言ったようなことをどういうことのできないか、予算予算言わずに、本当に産業住民福祉の向上のために是非ともつくれということをお願いをしまして、そして、その申し入れの効がありまして、また、道路交通省に、国土庁にまいったわけでございます。

そして、交通省の局長、さらには、代議士、また、江藤代議士、それにまた衛藤代議士、大分県の、私達の松岡代議士等々にお会いをいたしまして、是非ともこの道路の改修を一日も早くしてくれというように強い申し入れをしております。

この申し出が、もし、できなければ、我々は住民に対して、申し訳ないと、これも県の方に合併当時の問題点でもあるし、いわゆる昭和30年の問題点であるということも申し入れておるわけでございます。

一日も早い、この問題点について、私は県に、また県議も通じて、強く県・国に申し、そして、振興局の土木においては、毎日のように、やかましく私は言ってみようという決意でおるわけでございます。

どうか、その点におきましても、地域住民の方々もさらに決起大会等々、起こしていただき、そして、皆と一緒にやる時期に来ておるなど考えておるところでございます。

何ら我々は眠っておるわけではございません。本当に道はあの地域においても、私もまいております。野尻の方にも鋭意努力をさせていただいておるところでございます。もう野尻の方にも道が、橋が架かるようになっております。こういうふうにして、大分とのつながり、そして熊本の俵山まで来ております。そのつながりをもって、私は初めて、この南阿蘇の開発、そして高森町の開発にもつながると、そのように考えておるところでございます。

どうか、その点、皆さんとともに、一生懸命歩みたいと考えております。長々と答弁させていただきましたが、そのような決意をもって、答弁させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） 自席からよろしいですか。

非常に前向きな答弁ありがとうございます。竹田～五ヶ瀬線の8号というのは、非常に生活道路、また地域産業に大きな要というふうに私、思っておるわけでございます。夏秋野菜の産地、大きな農林業の地域でもございます。搬出するには大変厳しい問題がありまして、話によりますと、大型トラックが荷物積んだまま横転したというお話も聞いております。県道としては、非常に珍しい県道でございまして、早急な対応をしていただくようお願いするわけでございます。

おかげをもちまして、野尻地区にも平成11年度に朋遊館の建設をしていただき、地域活性化の起爆剤として期待をしておるところでございます。また、県道津留～柳線の改良も着実に進み、橋が平成16年度には架かるということで、本当に幸いに存じておるわけでございます。

そういう中で、高森町の総合計画では、野尻地域を高原森林文化村ゾーンとして、ゾーニングプランされております。自然の宝庫に恵まれた地域であります。朋遊館を核とした地域づくり、どう考えておられますか、町長、または企画課長にお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 野尻地域を森林高原文化村ゾーニングということで、プランを出していただきました。そして、その地域の拠点施設として、一緒にふるさとを離れた方々、あるいは地域の方々、さらには近隣の方々が一緒になって、この山の、先ほどもお話がございましたように、清らかな心をもって生活ができるような、そして語らいができるようなということで、朋遊館を設立したわけでございます。

そして、今、建設のくちちょうの高い、この野尻～柳線、これも今、着々と進んでおるわけでございます。残念ながら、この4年間の遅れが、どのようにして取り戻すかということで、我々は一生懸命、議長も出身でございますし、3名の方々おられます。一緒になって、過疎から一日も早い脱却をするためには、やはり仕事の場、あるいは高齢化社会に対する安心のための保健婦の設置等々を我々は考えておるわけでございます。

議員の皆様方から非常にすばらしいご意見をいただきながら、やまめの里づくり、獅子舞の保存、あるいは伝統文化を守るぞという意気込みを一つにして、地域を守ろうという婦人会の方々、こういう方々の熱意が今、ひしひしと私の胸に迫ってきておるわけでございます。その温もりを十二分に発揮し、そして、森林文化構想というものについての眠れる財産の開発、いわゆるお宅のところのイチョウの木とか、我々は知らなかった価値のある自然、またこういったサンショウウオの生息地と、それから、我々が先輩として、文化人として、また、人間の道標として、甲斐有雄氏の記念碑の建設問題、これも私、今、大谷川について工事中断しておりますけれども、そういうものについても、一つのすばらしい地域がそのまま生きておるといように感じておるところでございます。それを活かすという考えをもって、高原森林文化村と名を付けて、これからもどしどしと推進して、地域住民の安心安全のための生活拠点を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 竹田～五ヶ瀬線の関連ということで、道路につきましては、生活の根幹をなすということで、非常に大切なものでございます。私どもの企画の方では、高原森林文化村構想、あるいは総合計画に基づいて活性化を図っているところでございますけれども、先ほど、町長も言いましたように、地域資源をいかに活用するかということが非常に大事なことだと思っております。特に、中でも先ほどお話がございましたが、拠点施設としての朋遊館が平成11年度に建設されておりますので、町といたしましても、地元の住民が主体となったような地

域づくりができればというふうに考えておりますし、役場の庁舎内でも企画、福祉、教育、そういった関連部門を統合しました検討委員会も設けまして、活性化のために今後とも努力していくところでございます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 眠れる財産の開発ということで、再度、答弁をさせていただきたいと思います。

地域における産業、いわゆる農業、これにつきまして、非常に後継者不足で、その後継者不足をどのような方向をもって補うかということにつきましては、やはり堆肥、これをもってやらなければならないと、いわゆる人づくりこそ土づくりと、土づくりこそ人づくりということに位置付けをいたしまして、お陰をもちまして、職員一同、この問題は高森町百年の大計である、この草原の地において、草原を利用した日本で初めてのオーガニック堆肥センター、また、アグリというようにすることで、一生懸命やっておるところでございます。必ずや、私はこの問題点につきまして、堆肥が還元されるならば、すばらしい生産物ができ、地産地消ということで、生産者は喜び、消費者は安全安心で喜ぶというようなものにつなげていきたいと、いけると考えておるところでございます。

道路網の整備ももうすでに99%、私は山林においてもできたと思っております。また、道路網につきましては、今、進捗しておるところもありますけれども、大抵のところは私は投資できたんじゃないかなと、そのように感じておるわけでございます。あとは、生産者、地域住民、皆さんがそれをどう活かすか、その地形をどう活かすか、生活の知恵が私はこれからのものであると考えておるところでございます。

以上、行政として、地域に対する思いと、また、生活環境の整備ということで、水環境というものにつきましても、だいたい安心して生活できる体制ができたと思っておるところでございます。鋭意これからもさらに活かすような方法をもって考えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） ありがとうございます。本当に前向きなお答え、本当にありがたいというふうに存じております。

野尻地域におきましては、非常に過疎が進んでおるわけでございます。堆肥センターもできるということで、後継者不足にならないよう私達も鋭意努力しながらやっつけていかなければならないというふうに思っております。県道、道路、プラス住民

の生活の向上につながるようなことをしていただきまして、いち早く町政の課題等、大きな重要性の課題というふうに思っております。

どうか、今後ともよろしく前向きにさせていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 4番 甲斐正一君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。ただいま、11時5分でございます。11時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長から発言が求められておりますので、発言を許します。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 先ほど、甲斐正一議員からの質問に対しまして、私、農林道ということで、90%近い進捗率をもってという答弁をするところではございましたけれども、全体的99%というような言葉を使ったようでございますので、訂正してお詫びをしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） こんにちは。ただいま、ご指名いただきました7番 三森でございます。

ただいまから質問をいたすわけでございますが、この質問につきましては、平成10年からずっといたしておる質問自体でございます。これにつきましては、相当いろいろな形で論議をいたしておりますので、中身の具体的なことにつきましては、差し控えていきたいと思っております。しかしながら、中身の中で大変疑義を生じた時点、いろいろな形、答弁の中での問題点、いろいろ出てきておりますところの質問にいたしたいと思っておりますので、その点をお含みおきいただきまして、答弁の方もよろしくお願いいたしたいと思っております。

まず、第1点目といたしまして、償還計画書についてということでございます

が、これにつきましては、いろいろと本人、拘留中の身であるということ、また、なかなか接見ができないということ、また、弁護士と相談をしながら、いろいろな答弁がなされておまして、今日に至っている時点でございます。

その中で、特に、私が第1点に申し上げたいことで、平成13年の7月25日に配布されました公文書号外から今日まで償還の動きがまず第1点目として発生しているのか、7月25日に配布されております号外でございます。これから今日まで償還という形で、少しでも動きがあったのか、これをまず第1点として伺いたすわけでございます。

それからまた、先ほどの償還計画書ということにつきまして、平成11年、答弁の中で、早急に償還計画書作成ができるよう取り組まなければならないという形で、前の助役、町長あたりも答弁をされているわけでございます。しかしながら、なかなか先ほども申しましたように、その都度その都度答弁が変わりまして、今日に至っておるということをお申し添えておきます。

今の2点につきまして、償還の動きが発生しておるのか、また、償還書計画について、現時点として計画がなされておるのか否か、これについてを質問いたしたいと思っております。町長の方よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 号外を出したあとの償還について動きがあったか、また、償還計画についてのことがなされておるかという質問でございます。その後におきましては、償還についての金銭的動きはあっておりません。

また、償還計画につきましても、ご案内のとおり本人がまだ拘留中の身であるということで、再三公文書、あるいは口頭によりお願いをし、また、弁護士等においても、相談をしながら接見をできないものかということをお願いしておりますけれども、接見ができて初めて、私は本人との償還計画作成しなければならないと考えておるところでございます。

その償還計画につきましても、やはり立会人といいますか、そういう方を選定し、そして、償還計画について臨みたいと考えております。

今、どのような形をもって拘留されておるか、その点につきましては、私、知る余地がございませんので、その点、もう4年近くなりますので、出所も早く出てきていただき、そして更生をし、そして地域住民に迷惑を掛けたことに対しまして、償いを取っていただくというような方向に進めていくならばと考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

これにつきましては、先ほど、町長の方からも言うておりましたように、本人も4年6カ月という判決が下っております、当然、本年は出てくることでございます。私も大変ありがたいと思うわけでございます。早く出てきていただいて、少しずつでも更生していただき、生活されることもまず前提に考えていただいて、それから少しずつでも町の方に返還をしていただくというのが、一つの本人に対する願いではなからうかと、私は思うわけでございます。

そういう点におきましては、立派にそれだけの拘留生活を耐えて、模範的な拘留生活を送っておられるということをお聞きし、大変ありがたく、また感心しているところでございます。

先ほども申しましたように、一日も早く出てきていただいて、少しずつでも町の方に返還ができることを願うわけでございます。

町長の方から今申し上げられましたように、本人との接見、あるいは拘留中と、大変いつもの当初申し上げました答弁の形がまた出てきておるわけでございます。それならば、本人が出てきたならば、計画書なるものができるものか、そこらあたりも重ねてお願いするわけでございます。先ほども申しておりますように、大変高額な金額ということで、なかなか本人自らがどのような形で計画書なるもの、それには返還を充てるという形を出されるものなのか、当然、私達は考えにも予想にも付かない気がするわけでございます。その中で、今までは本人拘留中の身ということで、答弁をされておりましたが、先ほども申したように、本年中は出て来られると私は確信をいたしております。それについて、町長の答弁を今一度お願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 7番議員さん、内容につきましては、審議員の佐伯秀和さんから答弁させていいですか。総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） 7番議員さんの方からご質問をいただいておりますよう、判決は4年6カ月、満期が来年の4月でございます。したがって、拘留の態度によりましては、早期に仮釈放ができるという制度もあるということでございますので、私どもといたしましても、しかるべき関係機関の方にその仮釈放の時期等についてお尋ねをいたしております。しかし、プライバシー等の問題等もございまして、いつ出るということは通知はできないということでご回答をいただいております。しかし、仮釈放ができました時点で直ちに私どもの方にご通知をいただく

ということの確約をいただいておりますので、先ほど町長が申しあげましたように、本人が出所いたしまして、生活もございますので、とりあえずは、釈放しましたら、直ちに面会を求めて、私どもの方の申し入れをいたしまして、その後は、やっぱり本人にはただいまご存じのように、本人の資産並びに本人の家屋でございますが、並びに親族等の資産等についても、私どもの方では抵当権を設定をさせていただいておりますので、生活を今後どうするのかということが前提になってくるだろうと思います。その中からいくばくかでも町の方に入れていただくようなお話を今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） はい、ありがとうございました。審議員の方から縷々本人につきましてのご説明をいただきまして、私も少しはつきり答えを聞くことができたような次第でございます。私どもにつきましては、なかなかそこまでは話ができないということで、ある程度の話は今申し上げた次第でございます。

それでは、今、審議員の申されたことを前提といたしまして、今後においては、前向きに行政として、また、町としての取り組みとして、国民健康保険特別会計の問題点として取り組んでいただきたいと、かように思うわけでございます。

それでは、2点目といたしまして、国からの相殺分4,985万6,028円についての道義的責任ということで、これについても、いろいろと質問をいたしておるところでございます。これにつきましては、先般の緊急質問という形でも出てきておりますし、号外の中でも少し触れてございますし、「絆」の中でも触れてございます。しかしながら、これにつきましては、道義的責任が4,985万6,028円だけが道義的責任かというのと、それだけではないわけです。結果的には、国民健康保険特別会計の実質賠償金額、残額については9,336万6,822円と、簡易水道特別会計においても、1,085万2,920円という形で実質的な残額については、まだこれだけの金が残っておるというのが、号外等でも出ておりますし、号外等においても、なかなかここまでは道義的なものというもの、形としては出てきていないというのが実情でございます。

なぜ相殺分4,985万円という形で私が申しあげましたかと言いますと、相殺された交付金につきましては、実質、返還金においては7,287万28円であります。これにつきましては、結果的には、2,301万4,000円は本人弁済という形で弁済をなされております。相殺されました分につきましては、4,985万

6,028円という形で、結果的には交付金として減額交付という形でなされたわけでございますので、町としては、その分についてはどういう形で負担をしたかという、交付金が返ってこないということは、あくまでも国民健康保険特別会計の中から払い出した分が返ってこないという形で処理されたということで、結果的には、これについては実質もう道義的なものが付いてきたということで、私はこれについて道義的責任という形で今申し上げておるわけでございます。

これにつきましては、結果的には、町長が申されておりますなかなかいろいろな形で一切迷惑はかけないということも度々申されておりますし、当初、10年の5月26日配布された交付税の第179号不祥事件について報告ということで出されております公文書につきましても、被保険者に対しては一切迷惑はかけませんという形で出しておる、これも一番の町長の答えでございます。

特に、先ほども申しました実質返還金の2,301万4,000円の本人弁済に現在はなっておりますが、この時に予算計上をなされた経緯がございます。それは何かと申しますと、特々事業交付金という形で1,200万円、一時流用させてくれないかということで、議会にも申し入れがあったわけです。予算計上なされてきた経緯がございます。これにつきましては、緊急動議という形で、動議を出したことがございまして、これも否決をされまして、要するに、総務委員会の付託という形になりましたけれども、総務委員さん方も良識ある判断のもとで、国へ返上しようと、これは、議会としても認めるわけにはいかんぞということで、1,200万円国へ返上した経緯がございます。

これで、私達議会といたしましても、執行部と一蓮托生でこの予算を認めておったならば、こういう質問もできなかつたのではなからうかという気もするわけでございます。こういうこともこの4,985万6,028円、実質返還金については7,287万28円であります。こういうことございまして、その中の4,985万6,028円のまづ現在として健康保険を繰り出しておる金は返ってこないと、交付金として返ってこないという分についての道義的な責任ということで、町長にあえて答弁をお願いするわけでございますが、その点をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、道義的責任ということで、相殺分については、どう考えておるかということでございます。この道義的責任ということにおきまして、国民健康保険税をいかに我々行政といたしましてはするかと、そして、健康保険税を軽減

し、そして、その軽減するための方策、活動等々について、県と相談をし、また、国とも相談をしながら、指導を仰ぎながらやっていかなきゃならんと、抽象的で、相殺分になるんじゃないかということでございますけれども、これは、この問題点については、本人が故意にやった、この問題点であります。この点を鑑み、そして、国・県におきまして、その金額的においては、何とかよろしくお願ひしたいということで、申し出をいたしております。大変厳しい中ではございますけれども、この活動、いわゆる高森のイベントとして、ありとあらゆる方向をもって、活動し、その活動の良好をもって、私は道義的責任的にこうほうがなされるならばと考えております。

また、地域において、保健婦を活動をさせて、そして、病気の無い地域社会、いわゆる高森町を建設するために活動し、そして、指導をいただくと、これが道義的、私は活動であると考えておるわけでございます。相殺の1,200万円という問題点もお話ございましたけれども、この点につきましては、否決をされました。私といたしましては、この1,200万円をもって5月31日までに返済をしますからよろしくということでございますけれども、地域住民の方々はありがたいだろうと、国に対しては愚弄することはできないという新聞に掲示をされました。まさに、そのとおりであったかと存じますけれども、私といたしましては、1,200万円のそれをもって、充てさせていただき、そして、5月31日までに返済するという約束をもってやったわけでございます。

これも主導的立場におられる県の方にも相談をしたところでございます。この点につきましては、その時、収入役も少し話を聞いておるところでございます。道義的責任ということにおいて、国・県からその活動によって、見合う方向をもって、この問題点について、一生懸命取り組んでおるなという姿こそ、私は道義的責任と考えておるところでございます。

答弁にならないような答弁でございますけれども、それが私は本当の自分の私欲に使った、そして国がそれを相殺した、その点について、本人が払うべき問題であると、これは明らかであります。その点につきましても、私といたしましては、一切迷惑を掛けないような行為行動をもって対処することが道義的責任と考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 今一切迷惑を掛けないようなというような言い方にまた歪曲さ

れております。発覚当時の公文書においては、一切迷惑はかけませんという形で出しておられます。これがまた、迷惑を掛けないようなという言い方されておる。そこらあたりが私は今度の号外出されておる中にも、こういう形で税金を使わせていただきましたというようなお断りの文書の一行でも入れておってほしいなという気がしたわけでございます。これは何かと申しますと、被保険者に実際迷惑を掛けましたという形で出すべきではなかったろうかと、私はいつも報告、報告を町民に、被保険者にしてくださいということで申し上げておりましたが、ただ単なる数字的なものでございまして、中身については、何ら具体性に欠けておった号外ではなかったろうかと、かように思うわけでございます。

13年度、昨年6月議会で私がこの点について、ちょっと質問をいたしております。その質問について、町長の答弁でございます。私も大変言葉の中で苦慮した問題がございます。「絆」をつくる時にもいつも苦慮しているところでございまして、皆様もちょっとお聞きいただきたいと思っております。

健康保険4,985万6,028円の交付金が来ないということで、結局は皆さん方に迷惑を掛けたと、皆さん方の税金でございますよということで、私は、町民に何かご報告されたですかと、結果的には税金を使わせていただきますと、この点について、町長一言お願いしますということで、この時、質問をいたしております。この時の町長の答弁を今から申し上げますので、「議員の皆様に対しまして、いわゆる点々点がありますが、いわゆる損益金の問題で、また交付税の問題点等々で、論議を醸して、そして特々についてはということで、私の方、確約した事実については、一生懸命自ら努力をもって解決させていただいたものでございます。この点については、十二分に皆様方のご承知のとおりでありますし、また、交付税でございます、国からの交付金等々においても、1年間待ってもらった経緯はあります。これに交付税を付けるということで、前助役点々点、これは県も国も点々点たわけでございます。これに対しまして、県の方と私は再三再四お話を申し上げながら、この問題解決のために、県と国と橋渡しを点々点しているところでございます。この問題点につきましては、議員の皆様には私を点々点点いりますということをお願い申し上げ、そして広報においても、その許し出したいろいろな点において、住民の皆様にお詫びをしている経緯が私にあったというふうに自分では思っているところでございます」という答弁でございますが、中身はわかりましたでしょうか。

全然、答弁として、つながっておらんとですよ。これを聞かれて、本当に私の質

問に対して、答弁として聞かれた人が何人おられるかということです。こういう答弁をされておること事態が私は本当に皆様方に対して、健康保険税を納められている方々に対して、申し開きができるのかと、ただ本人本人ということで、答弁をされるということの責任と道義的責任というものが本当にできておるだろうかということを町長にひしひしと申し上げているところでございます。

あえて私は申し上げますならば、本当に胸を、腹の中から皆さん方にお詫びをする気持ちがないと、本当の取り組みはできないのではなかろうという気がするわけでございます。ただ単なる拘留中の本人、確かに悪いことをした者が悪いですよ。しかしながら、そういう土壌、環境をつくったのはどこですか。結局は行政、役場庁舎内じゃないですか。この道義的責任というものは、町長自らがちゃんとした形で口に表さなければ、当然、町民の方々、被保険者の方々も納得してもらえんというのが現実ではないだろうかと思えます。そこらあたりを今一度、町長にわかりやすく皆様方に納得のできるような答弁でお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 点点点というようなことで、私が言葉を濁しておるようでございますけれども、その点点点というのは、議員さんの方でわからなかったというように私は思うわけでございますけれども、道義的責任をもって、私は今日まで町長として、住民の皆様方に不安を与えないように、一切迷惑は掛けない、はっきり言い切って今日に至っておるわけでございます。

議会の方におかれましても、今、言われるように、土壌はどうあったかということで、三森議員、代表で質問されたと思えますけれども、その監査報告につきましても、必ず私は議会の方へもその当時の監査報告がまいておると思うわけでございます。その監査報告において、この問題点について、どのように処理されたか、百条委員の方で私どもの方にそういう一任勘定ではダメじゃないかというようなお叱りもいただいて今日に至っておるわけでございますけれども、その言葉を十二分に把握しながら、私といたしましては、道義責任をもって対処しておるということ以外に言う言葉がありません。

一生懸命、住民の皆様毎に毎日、この問題点を頭に入れながら、迷惑の掛からないように、掛けちゃいかんぞと、国民健康保険についての係についても、今週のあれはどうだったか、今月の医療費はどうだったか、日夜、心が安まることなく、責任を感じております。

ここに道義的言葉が全然ないじゃないかということでございますけれども、私といたしましては、今、審議員をつくり、そして対処し、一生懸命、私、今村としても、高森町、お宅が言われるような最高責任者として、一生懸命責任を負うて、行政をやっております。政治をやっております。

ただ単に、言葉だけということでございますけれども、私は、公の人間として、ただ単にこの問題を片づけていないということをはっきりと申し上げ、道義的責任と、一生懸命がんばってまいりますので、どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 議長から申し上げますが、この「点点点」という部分でございますけれども、声は、議会事務局のミスでございますして、録音機の方が19年も使われておりまして、声が入っていなかったということでございます。前係のミスでもございまして、町長に「点点点」といったことにつきましては、大変失礼だというふうに思うわけでございますが、そのようなことでございますから、全員の方のご理解を求めたいと思います。

7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 今、「点点点」と事務局のミスだというふうな答弁を議長の方からお断りを申し上げられました。この「点点点」をなぜ申し上げたかと申しますと、町長の答弁のみが「点点点」が多いわけでございます。その点も改めて、付け加えていきます。よろしく願いいたします。

町長の今の答弁の中から監査指摘の部分が出てまいりましたので、そちらの方にと申しますか、またちょっと3点目の方に入っていきたいと思いますが、元収入役に対する監査請求の件ということで通告をいたしております。

これにつきましては、10年9月28日の一般質問の答弁の中で、政治的に私は243条の2、第3項において、収入役等についても弁護士と相談しながら、住民に迷惑を掛けないように鋭意努力をするということになっております。監査請求をした目的といたされまして、申請連帯債務ということで収入役以下についても責任があると、町長は収入役に対する監査請求、平成10年12月1日になされております。収入役の職務については、現金の出納保管、現金及び財産の記録管理、支出負担行為の確認と、また12年2月25日に243条の2、第3項に基づく賠償額648万4,770円が決し、12年2月28日に告示をなされております。また、12年3月31日、確約書をもって5月31日に支払うという確約をいただいております。12年6月21日の一般質問で、収入役はそのように答弁をなされ

ております。

また、元収入役から町長に対して、出納閉鎖まで5月31日までに監査報告に伴う賠償額をお支払いいたしますという確約書が行っているのに、支払命令をかけるのはいかがなものかと見合わせた方がよからうということで、収入役の方からお話が町長の方にあっております。これは、収入役の答弁の中に出しております。その点をお含み置きをいただきたいと思います。

これでございますが、緊急質問という形で、先般来も出てきております。こうやってまいっておりますと、町長は確約書をもって、元の収入役と5月31日まで払いますという確約をなされております。元収入役とですよ。これについて、ましてまた収入役はそれが入っておりますので、支払命令を掛けるのはいかがなものかという、差し控えてくださいというような言葉を掛けておられます。ということは、648万477円については、町長はかくとして元収入役と確約をいただいております。ということで、ちゃんと条件整理がなされております。これは認めてございます。これについて、収入役はじめ、職員の方々が負担をされておるということについて、今の収入役、これについて、一言お願いしたいと思いますが、その点、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） お答えいたします。

ただいま、三森議員さん申されたとおり、前収入役に対して、監査委員の方から六百数十万円の支払うべきであるという報告がなされ、町長は当然、支払命令をするところでしたが、その中で、前収入役から5月31日をもって全額お支払いいたしますという確約書が入ったというような町長から承りました。そこで、それに基づきまして、我々関係者と申しますか、直接この事件の上司として、いろいろ助役以下、協議を重ねました結果、前収入役のみにこの問題を責任を持たせるのはいかばかりという結論に達しまして、日ごろ、前助役が申しておりました道義的責任を我々も感じておりますということから、我々も方向は違いますが、前収入役の六百数十万円に対しての確約書に基づく協力といいますか、我々も道義的責任をそこでとったらどうかというような協議に相成りまして、6名の職員が648万4,770円を出資いたしました。一応、前収入役の後藤萬藏氏名義でお支払いしましたということは、先の緊急質問の時、後藤議員さんからの質問の時にお答えしたとおりでございます。

そのことについて、我々もいろいろとアドバイス、中傷なりがございました。道

義的責任の取り方について、「君達が取ったことはどうか」と「疑問がある」というようなご指摘も受けました。しかし、我々もその方が今後、前収入役の言葉を借りますと、万一、町長が支払命令を、賠償命令をかけた時は、法的手段を執らざるを得ないということを口々に言われておりましたし、そういうことになりますと、いわゆる内輪で争議行為をしなくちゃならない、そういうのを避けたいというのが我々のねらいでございました。そのような措置をとらせていただきました。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） はい、そのとおりでございますね、緊急質問の中でまったく同じ答弁をなされております。

ちょっと前に行きます。これは町長にですが、先ほど、私は道義的な部分で申し上げまして、土壤環境、こういう状況じゃないかということをお願いしたところでございます。結局は、賠償額648万4,770円が確定し、行使をされたということは、結果的には本人だけではなかったという実質的な監査委員さん方の監査結果の中から出てきておると、賠償額が前収入役に対して、賠償額が決定したということは、本人だけが悪気はなかったという形ができておると、だから、私は、土壤環境はどうでありましたかと、その責任はどうありますかと、私は申し上げたところでございます。

これは、本人は大変これだけの高額な金、これだけ多くなってきた事実、その土壤がちゃんとしておれば、ここまで金額が膨らんだものではないでしょうか。ここらあたりを私は先ほどから道義的なものは、土壤は、責任者は、それぞれにあったと思います。そこを私は先ほど町長の方にも、ちゃんとした形で皆さん方に説明をし、お詫びをするべきところはするということをお願いしたいという気持ちから述べたわけでございます。

また、収入役においては、わざわざ町長が賠償額を決定したことについて、確約書をもって、決断されておるのに、何で自分達のそれだけの金をこちらの方に補填しなければならなかったのか、そこが私は不思議でなりません。その金を逆に本人の方の減額分にしていただいたならば、本人も負担分が少しでも軽くなったと、私は考えますよ。それが当然の道義的責任じゃないですか。

前収入役の確定している金額に合わせて払われて、道義的責任を果たしましたと、私達も責任がありますと、それでは本当の道義的責任ではないと、実際、お宅達の名前が出てきておりますか。質問の中でただ名前が出てきて、金額が出ている

だけでしょ。同意書には何も残っていない。前収入役688万円入れましたと、立派な確約書に基づいて入っておりますと、町長も申し上げられております。

それでは、収入役、お宅達の錢はどがんになりますか。道義的にはものはどっちに行きました。お宅達が別にちゃんとした形でそれだけ道義的なものを感じてされたならば、どうして前面に名前が出る方向にもっていかれなかったんですか。そうすると、本人も減額されて、大変ありがたいなど、町としての姿勢を本人も相当汲んで、かえっては苦しくなるかもしれませんけれども、それが本当の道義的責任じゃないんですか。私はそう思いますが、今の収入役の気持ちをお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） これは、いろいろと本人の主観がございまして、どれが正しいかということは私はちょっと言い難いと思います。私個人の考えです。

確かに、収入役に対して648万4,770円の監査の報告がっております。我々がこれをどうして負担したかと申しますと、まず、この庁舎内で同じ町長と収入役が争議行為を起こすということはいかばかりかということと、そのことによって、事件本人の物事が何かすり替えられるということはないと思いますけど、本筋が変わっていけばいけないなというような感じもいたしました。これは、私の主観でございます。それと、お互いに6名の者が我々も道義的責任があるから、収入役だけじゃないぞという、この2点の考えを、お互い6人が協議した中で一致したわけです。ですから、あくまでも、この時は助役もおられましたし、助役をチーフにして、協議を重ねたものでございまして、私がいろいろとそうしたがいい、こうしたがいいというふうにさい配したものでございませぬ。私はその協議の中に加わった一員でございます。その全員の意見がそういうことでよかろうということになりました。中には、その話の中でどうかなという意見も出ました。しかし、最終的には六百数十万円の後藤萬藏氏の確約に基づいて、それをお互いが割り振って負担しようじゃないかというような結論に達しましたので、私はそれを出したことについて、現在、いろいろと先ほど申し上げましたように、どうしておまえ達は生きた錢を出さないのかというような意見もございました。なるほど言われてみるとそうかなとも感じますけども、やはり争議行為というのをどうしても避けたいというのが、皆さんの考えでございました。ですから、じゃあ、裁判で果たして六百何十万円の判決が下るか下らないかはやぶさかでございます。そういうことも考えまして、お互いの意見が一致した、その一致点に基づいて、負担もしたということでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 要するに、収入役の、お宅の主観という形で申されております。誰が、そこの中で旗を振らないと話ままとりません。そういう意味においては、ちゃんと町長にも進言をされておりますので、進言をされておるといことは、お宅はやっぱり頭になってされないと、当然、まともらんとじゃなからうとい気がするからこそ、あえて私は収入役にということで申し上げておるわけです。そこらあたりを特と認識をされておったのか、私は先ほどから申しておりますように、ただ単なる町長が言われますように、本人が本人がと、本人にあえて言葉を出されますことについて、私は少しでも、これだけの高額ですよ、その土壌はどうであったのか、高額になった土壌はどうであったのかということをお宅はあえてその点について、もう少し見える方向の金の使い方というのをしてほしかったと、本当の意味での道義的なものを出してほしかったという気がするわけでございます。

ただ単なる緊急質問で私も出しましたと言われてほっとしました。数字が出たから。でしょ。それまでは絶対、お宅達の名前もないし、金額も出てきておらんとですよ。町民も知らされておらんですよ。たまたま緊急質問で質問をされて出てきたと、ほっとしましたと。それでいかならば、これは皆さん方と協議をして、もう一度考えたいと思います。そういうことですよ。それが当然です。だから、もう少し違った意味で、裁判がどうの、お宅が一人で考えることじゃないでしょ。議会もあるわけですね。せつかくの出される金を何でそこらあたりの相談というものを、ただ自分の主観でという形で判断されたのか、議員さん方も誰一人知らなかったのが現状ですよ。

だからこそ私はあえて申し上げておるわけです。本当に町のためにも、悪いことをした本人もそうですけれども、本人のためにもなる道義的な、先ほど申し上げておる土壌がどうであったのか、その中で収入役においても、私達も責任があるぞということですよ。責任があるからこそこういう高額になってきた事実もあるんですよ。その一部に充ててくださいというのなら立派なものですよ。本当の道義的なものを見受けられます。しかし、わざわざ萬藏氏の決定している、もう少し収入役室が立派なきちんとなされておったならば、これだけの高額にならなかったという事実も百条委員の中でもちゃんとうたっておりますよ。

その決定額に対して、お宅達が道義的に、お宅だけじゃないですよ、穴埋めをしましたよって、それで答弁になりますか。私は、目に見える町民に納得していただける道義的なものを出してほしかったなということをお願いするわけでござい

す。だからこそ、お宅達が道義的にどういう形で残っておるのか、私流に言わせま
すならば、後藤萬藏氏にお金を貸し付けたというほかはならぬということに私達は
とりたいたいと思いますが、どんなでしょうか、これに対して。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） 私が1人で答弁しておりますけれども、その協議に参加した
職員も後方にいらっしゃいますし、その人達の意見も参考に聞いていただきたいな
という感じもいたします。

と申しますのは、何やら三森議員さんの質問をお受けしますと、私が1人でさい
配したようにも私、受け止めますので、そういう発言もいたしますけれども、道義的
責任というのは、どういうことで、道義的責任を取るかというのは、非常に難しい
と思います。これは、受け取り方でいろいろ違いますので、本人が僕はこれだと思
えば、それで納得していただく以外にはもう私はないと思います。

ボランティアもそうですけれども、何人もからこうしろ、ああいろと言われてする
ものではございません。自主的にやるものでございます。道義的責任もやはり第三
者からいろいろと言われてやるものではなくて、自分の責任を感じてやる行為で
ございますので、私は私になりにとった行為は正しかったというふうを考えておりま
す。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） はい、わかりました。収入役1人じゃないと、自分1人でさい
配したんじゃないということでございます。それは、皆さん方がそれぞれに考えて
いただければいいことでもありますし、私は先ほどから言いますように、目に見え
る道義的なものにしてほしかったという気持ちを伝えておるわけでございます。そ
の点について、皆さん方、協議をされまして、それでよかったということであれ
ば、それでもいいし、もう少し、本当にどうか、目に見える方向でやっておった
ならよかったなというような気持ちが少しでもあったのかなというような協議が今
後、なされますならば、結構なことだと思います。

それでは、4番目でございますが、監査指摘に対する事務的対応の責任について
ということでございます。収入役においては、毎月数百万円という多額の現金を前
渡金として出納員でない会計職員の元職員に渡し、清算処理が数カ月に及んでいる
にも関わらず、認めてきた事実がございます。

また、監査指摘が平成7年11月18日から平成10年3月19日までの例月出
納検査において、7回にわたり、報告書において、指摘され、再三にわたる口頭

よる指導、実質的改善、チェックもされていない状況でございます。

この状況でございますと言いますのは、あくまでも指摘が出た時に文書として、当時の総務課長、有働総務課長ですね、文書として流しておりますと、課長は課長としての職務がございますので、文書として対応しておりますということで、現在まで言うておられます。

実際、言うならば、この監査指摘を本当に真剣に、真摯に受け止め、チェックなり、調査等をしていたならば、先ほどから申しておりますように、これほど高額にならなかったんじゃないかなと思うわけですね。

私は、親として、本人の親ですね、親としてまさか役場の中で、これほど高額になるまで何年間にもわたって、悪さができるという状況を親が考えておったでしょうか。私達も当然、そういう事例があるのかと一瞬疑ったぐらいです。だから、先ほども申しましたように、土壌と言いましたのは、そこがあるわけです。これは誰が悪い、彼が悪いじゃなくして、やはりそういう状況に置いておったということが、先ほども申しました監査委員さんによります賠償額の決定という形で、私は出てきたものではなかろうかということ为先ほどは申し上げたところでございます。

そこらあたりを親から見れば、もう少し早くチェックされておったならば、ここまで多額にならなかったと、私はどこの親もそう思うと、今でも思っておられると思いますよ、親ばかりじゃない、親族でもそうと思います。私どもが何年にもわたって、こういう事例があっていたこと自体が唾然としたぐらいですね。常識で考えられない状況ですよ。それぞれに先ほど、収入役も申されておりますように、それなりの職員もおりますし、そういうような中で、何年にもわたってこれだけの高額になるまでわからなかったことについて、私は、もう少し監査委員さんによる監査指摘、これについて、ちゃんとした指導、徹底がなされておったなら、ここまで高額にならなかったらと、ただ文書を流せばいいと、文書を流して改善ができたなら、そのあとの監査指摘は出てこないはずですよ。7回もたんびたんび出てくるということは、改善がなされておらないから、出てくるわけです。

同じ課長として、調査なり、注意ができないならば、助役、町長がその上におります。これについて、具申をされたことが、その当時あっておられますか。これについて、一言、収入役、前総務課長としてお願いいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 収入役 有働和幸君。

○収入役（有働和幸君） 本件につきましては、先の議会でも申し上げましたように、監査委員さんの方からご指摘があれば、それを一つ文章化いたしまして、総務課長

としては、課長会議ですべての課長にお配りするなり、また、課長会議がない場合は、直接課長にテーブルに持っていくということで、一応事務的にはそういうことで終わっております。

今、ご指摘をさせていただいたのを聞きますと、なるほど、やはりそれから先の詰めが甘かったなということは私も反省いたしております。

現在の地方自治法の改正によりまして、現在までは、執行部に対する監査指摘は指摘しっぱなしだということで、それではいけないと、特に、私とこにいい例ができたわけですが、そういうことで、地方自治法の改正が最近なされて、監査指摘に対する改善策、意見、そういうのを町長は監査委員に報告しなければならないという法律の仕組みになっております。これは、平成11年、ちょっと記憶がありませんが、最近の法の改正でございます。

なるほど、ご指摘受ければ、そういうことを頭に入れてしていたならば、本当にいつまでもこういう悪い文書が続いたということはないということとは十分私も反省いたしております。

その中で、言い訳になりますけれども、監査委員さんといましては、担当課長なり、また本人なりを直接呼んで、再三再四にわたって指摘されたこともお聞きしておりますし、それでもきかなかったということでございますので、大変私も本人も本人の渋ときにはあきれおるところでございますが、先者の過ちは後者の戒めとなると、そういうことでは通しがたいですけれども、我々も今後において、十分徹底した目配り、気配りをすべきだなというふうに、現在もそのように努力しているところでございます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） わかりました。そういう事例が今後、二度と起きないような形でやっていただきたいと、これは取り返しが付かないわけで、しかし、取り返しは付かないが、事例は事例として、これからの戒めとして、こういう問題が起きないような指導を徹底していただくということを切にお願いするわけでございます。

だから、先ほど申しました土壌環境というものは、結果的には、お互いがお互いでつくるがそうでございますけれども、なかなか縦の社会、それぞれの役職の職員さんが立場立場でおられます。その人達をいかにその立場の中で100%仕事をしていただくかという環境をつくるのが、町長をはじめ三役の仕事ではなかろうかと思うわけでございます。その頂点におるのが総務課長ではなかろうかと思えます。その点を特と、これから先、やはり行政を携わる者として、がんばっていただきたい

いんと、取り組んでいただきたいなどかように思うわけでございます。

それでは、身元保証書ということで出しておりますが、身元保証書につきましては、総務課長にまず、今の総務課長ですが、お聞きしたいと思います。身元保証書について、今現在、とられておるのか、これについてちょっとお尋ねいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 身元保証書の件でございますが、以前からこの問題におきまして出ておりますけれども、一応これにつきましては、すでに以前からご承知と思っておりますけれども、身元保証書の効力ということと、またそれを出さないからということで、職場で何ら制約を受けることはできないということがうたわれております。文書のとおり、公務員というのは、まずそういうことをしないというのが前提でございます。そういうふうになっておりますけれども、ご承知のとおり、現在、私達役場職員といたしましては、一応職員には全員、一応身元保証について、自分の戒めとして、今後、町の住民に対する業務をやる中において、人に迷惑をかけてはいけないということの信念を持つ意味も持ちまして、一応身元保証を提出ということでお願いをいたしました。

現在といたしましては、町新規採用も含めまして、全職員全員いただいておりますことをお知らせいたします。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。今の言葉では少し心許ないなど一応とっておりますということじゃなくして、先ほども戒めという言葉が出ております。それを出すことによって、襟を正してという気持ちで臨んでいただくというのが職員ではなかろうかと思えます。

当然、これは上からの達しで、身元保証については、あえて無理して強制的にと、出さない方向での指導という形であっておるかと思えます。これについて、これがとっていいのか悪いのか、とって悪いことございません。それで、懲罰がくるわけじゃないわけです。先ほども申したように、これをとらないことによって、どういう問題に発展するのか、とることによって、どう展開するのか、それは当然、私達はこの職場の中で仕事をするということにおいて、それぞれの職員の中で、それぞれの立場の中でやっぱり保証人という形の第三者的な行為に基づいて、仕事をしているんだということをもって、やっぱり仕事をするという意味では、一人ひとりやっぱりとっていただくというのが、妥当ではなかろうかと、そういう意味で、現

在、全員とっておるということについて、私は当然だと思います。

これをとったから、職員さんもいろいろ問題が出てくるわけじゃないわけですね。当然、私はこれをとることによって、それぞれの職員さんの仕事の能力、仕事の内容についての責任というものが私は付いてくると、私なりに感じているところでございます。

しかしながら、先般から質問いたしておりますこの身元保証書について、本人については、下だけとっていなかったという事例がございます。それぞれに再三再四、催告をいたしましても、納めてくれなかったと、徴収ができなかったということでございます。私は、そういう状況が結果的には、こういう形で不祥事という形につながってきたという気がするわけです。そこらあたりを今の収入役、当時の総務課長の答弁の中で、収入役が総務課長としての立場の中で言われましたことが、もう法的に根拠がありませんということでは言われました。

ところが、私もあの時申し上げております。皆にとって1人だけとらないというのは人権的にもおかしいはないかと、それについての身元保証ということは、言葉と中身が違うじゃないかという気がするわけですね。現在は全部とっておられる。私はそれが当然だと思います。

ただ単に法的に根拠がないからもう仕方ありませんと、それでは困ると、いつも町長が言われております公僕として責任ある仕事をしていただいておりますと、その公僕、責任というのが、私はこの身元保証書を出すことによって、先ほど申しました責任ある職場の中で仕事をしていただくというのが、私は身元保証書1枚ではありますけれども、その中に私は100%魂が入っているんじゃないかなろうかという気がするわけです。

その点、ただ単なる効力がありませんと、法的には何ら問題はありませんというような答弁をされておりますが、このような答弁が結果的には、これだけの不祥事につながってきておる、先ほども賠償額決定の私達も道義的に加勢しましたという言葉の中とまったく同じです。だからこそ、私はあえてこういう形で申し上げておるわけです。その点も、今後においては、ちゃんとした形で町民の方に責任ある説明のできるような形で考えていただきたいと、かように思うわけでございます。

特に、その後、いろいろと緊急質問の中からまたまたいろいろと話も出ております。それは何かと申しますと、職員全員、職員組合の積立の一部、元職員の不祥事関係に出資されている旨の話を聞きましたが、これについては、総務課長、ちょっとようございますか。お答えをいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 時間がまいっておりますので、簡潔にお願いいたします。

総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今、お話がありましたように、ご承知のとおり、私、平成12年4月1日に着任いたしました、6月の議会だったかちょっとやぶさかでございますが、この問題についての総務課長としての見解ということをお尋ねになられたというふうに受け止めております。

その中で、私も申し上げましたように、私は私なりにどうした解決策があるのかと、これを何とかやっていきたいということで、ちょっと申しますと、現在、その当時、私以下、115名の職員がおります。その中におきまして、これの解決策につきましての内容につきまして、一応何らかの私達もお手伝いできたらと、解決のためにやっております。

当時、その中身を受けまして、それぞれ約3カ月かけまして、それぞれ職員が自分がどれだけのことができるかということで、中に、いろいろその内容についてのわからない職員もございましたけれども、その職員については、私の考え方の意図を伝えております。そういうことで、全職員115名、金額にいたしまして201万5,000円、当時、お金を集めております。

そのお金の使い道につきましては、もうすでにご承知かと思っておりますけれども、これにつきましては、いろいろ職員の方ともいろいろ協議もいたしております。最終的には、私達の方に一応一任するということになりましたので、ご承知かと思っておりますけれども、その職員に対する抵当権の問題というのが非常に田畑、山林、いろいろありました。そういうことで、当時、兄貴さんの方はもうすでにその田畑を全部売ってしまうということで、まず、農協のお金を整理したいということの情報が入りましたので、早速、兄貴さんとも相談をいろいろ申し上げまして、一応農協との話し合いというのが先であるということで、町がそうしないと抵当とれないというような状況も生まれましたので、当時、刑務所の方にうちの方から審議員、いろいろ手紙、やり取りしまして、その意図を伝えまして、一応貸付をやって、一応抵当権の設定を外して、町の方から全部入れるというふうな仕事をやっております。

ちなみに、201万5,000円集まりました中において、言いましたように、ちょっと何カ月かかかりましたので、一応利子は476円その当時、入っております。総額の201万5,476円、内、簡易水道につきましては、職員としての簡易水道に入りたいということで、当時30万円、それから、抵当権の設定をやらんくちやならんということで、町に町長が申し上げておりますように、町に迷惑をか

けて抵当権をするわけにはなかなかいかんということで、いろいろございましたので、一応これが私達、登記的に手数料が掛かりますので、これは4万4,000円ほどかかっております。あとは、安藤巖夫に貸付を行いまして、当時201万5,476円というのを支出やりまして、今、前回の広報誌にも乗せましたように、その抵当権を全部入れたというようなことでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

そうして、職員全員、そういう形で道義的なものとして、結果的には抛出をされております。これは本当にありがたいことだなと感心しているところでございます。これは本当に何ら関係のない職員さんもおると思いますがけれども、その人達も一緒になって取り組む姿勢というのは、大事ではなかろうかと思うわけでございます。

しかしながら、今までかつて何ら前に出てきていないということに対して、私はあえてこれを今、申し上げておるわけです。ただ単なる皆さん方の気持ちを汲むだけではなくして、本当に職員自ら取り組んでおるということを前面に出す、先ほども申しましたように、見える金の使い方をしていただきたいなということをあえてお願いするために、こうして申し上げたわけでございます。

せつかく、皆さん方もそうして一生懸命に取り組んでおられる姿勢というものは、私はこれは議員の1人として考えなければならないし、これからもがんばっていただかなければならないと思うわけでございます。そこらあたりは特に、ここにおられます役職の皆それぞれの頭になる方々でございますので、その点は特にお願いで、これからの行政の中に取り組んでいただくという気持ちをもっていただきたいと、これに対しまして、この職員組合の皆さん方の抛出に対して、町長の答弁を一ついただきたいとお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 信頼回復に職員自らも一生懸命がんばっていただいております。このことに対して、私は真摯に受け止めて、行政指導者として、また政治的立場の人間として、今後このようなことが絶対にあってはならないと、誠に全体有りきという気でいっぱいあります。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。先ほ

どから申しておりますように、町長においても、私は今も出ております職員に自らがこぞって、この問題について取り組んでおられる姿を受けましたならば、やはり町長としては、腹の底から皆さん方に感謝を申し上げる、また、健康保険税を納めておられる被保険者の方々には、それなりの責任というものをはっきりと示されて、お答えを申し上げるといふことも一つの政治的なことじゃなかろうかとも思うわけでございます。そこらあたりは、今後、いろいろな形で取り組む中で、報告される中で、特と肝に銘じていかれまして、これからの行政に取り組んでいただきたいと、かように思うわけでございます。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君の質問を終わりました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） ただいま、12時30分です。1時30分から再開いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 佐楯見誓香君。

○8番（佐楯見誓香君） 8番 佐楯見誓香です。午前中はお疲れでした。

一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。感謝をいたします。

深刻な不況の下で迎えました新世紀、第2年目、どうしても行政的にも消極的に、具体的にならざるを得ないというのが最近の流行ではないかと思うところがあります。本町の14年度予算にもご多分に漏れず、この点が随所に見受けられるものであります。よって、中長期的な展望が打ち出せないというのが現状であります。本年度予算の編成方針を見ましても、わかるところであります。

そのような中、地方分権の名の下に、地方の時代が来ますよ、市町村が中心になって国の内政を担う時代が来ますよ、そのためには、市町村の行財政基盤の強化、規模、能力の強化をすることが緊急の課題ですよと、言われております。また、一方では、住民のための住民による住民の合併、これこそが今回の平成の合併の理念であり、目的ですよということでもあります。これが町村合併に対する国・県の大文

句であります。

ところが、内容を見ますと、アメとムチを巧みに使い分けて我々町村に迫ってきております。ここで、地方分権による町村合併という会議でも、これ、本高森町でも積極的に立ち上がって、協力できるのかどうなのか、合併した時の将来像、合併しない時の将来像、含めて、町長の基本方針をお聞かせ願えればと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 基本方針ということでございます。大変、この基本方針については難しい面がございます。議会とお話を申し上げている経緯の中で、今、県の枠組みというようなものにおいて、10日の日の問題点につきまして、十二分にお話し合いをし、そして、合併にもっていくというようなことでございますけれども、私の合併に対する所感とするものにおきましては、今日、市町村においては、行政能力を高める、そして足腰の強い町村の確立が望まれておると、今、おっしゃいましたように、地方分権ということで、自らやるというようなことでございます。ここには限りある財源ということでございます。その財源を有効に活用できる体制、これが大変必要であると、何かと申しますと言いますと、社会の変化、これにあると思います。少子高齢化社会、これはもう何としてでも避けて通れないというようなことで、また、山間地域において、この福祉というものについては、私は非常に厳しいものがあると、それは高齢化社会の中でもう平成20年度においては、おそらく50%以上になりはしないかと危惧しておるわけでございます。

そのような中で、少子高齢化、そして、税を納める人、そしてまた、それを使う人、この増加のアンバランス、これが非常に私は厳しいものがあると思います。町行政は、変わらざるを得ないと思っておるわけでございます。そして、組織体と、いわゆる地方公共団体の拡大があつてあるべきで、私はそこに住む人々が生き生きとして暮らせるかが、そういう行政を確立することが私達に与えられた現在の町村合併の基本であると思うわけでございます。

しかしながら、弱い者同士が合併してもいかなものかと思うわけでございますし、また、将来像を持たないところとただ単に合併するということになれば、これもいかなものかと思うわけでございます。

この合併というものについて、我々も昭和30年に高度成長時期に経験しております。その経験が現在、生きたと、そのように考えておりますけれども、ある20周年記念においては、代表にしてと、共有しなさいというような言葉もたくさん出

てきております。私もまさにそのとおりだろうと思います。もう合併のメリットというものについてはしょういをすてる、だいどうにつけというようなことをもって進めて、初めて合併がされるものと、そして地域住民が幸せに暮らせるものという基本方針だけは私は持っているわけでございますけれども、何と申しましても、一番大事なものは、地域住民の声であると、地域住民の声がこのたび、遅きに失したという感じではございませんけれども、肅々として、私は今日まで進めてきております。そして、あとで出てくると思いますけれども、今、職員を充てて、アンケートというものに奔走させておるわけでございます。その私の考えと、そして、町民の考え、これについて、十二分に把握をしながら、将来像を決めていくと、いかなければならないと考えておるわけでございます。

高森町は昭和30年と32年の合併の経験があり、それを踏まえて、21世紀の将来像を汲み上げると、それが皆さんとともに、一体となって、このたび提案しております5カ町村の問題点であります。それを基本に、私の高森町の将来像の基本、いわゆるメリット・デメリット、アメとムチというようなことでございますけれども、住民のための住民の政治と、これを基本にいかなきゃならんと考えておるところでございます。

そして、南阿蘇というこの大自然、これを世界の人々が見ておりますし、また、俵山トンネルが開通も間近になります。そして、将来像ということで、東部線・畦数線・325号線、265バイパス、あるいは総合的に考えても、この南阿蘇の位置という、雄都としての確立で、私は絶対あるものと信じておるわけでございます。

どうか、その点におきましても、皆さんとともに歩み、皆さんとともに決定をしていく基本方針というものを発表させていただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） 少しはわかりました。

本町といたしましても、2月に地区ごとに説明会がありました。各地とも出席者は本当に少なく、いかに関心がないかということを示しておると思っております。町村合併に対する是非のアンケート、今も町長、おっしゃいましたけれども、この準備がなされております。しかし、あの程度の説明会では、とても町民が納得できたとは考えられません。しかも、1割ぐらいの町民しか集まっておりません。このこと、特に、町村合併に対する知識をもっともっと啓発すべきだということでもあります。

アンケートにしましても、ヒントがなくては、知識がなくては、このままでは町

民は答えの出しようがありません。町長の指導性、基本方針、町長の方向性、町長のヒントを町民に打ち出してみせてください。町長の答弁を求めます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 1割いかない人が座談会に出席したということでございます。この指導性が云々ということではございます。議会の先生方におかれましても出席をいただきました。大変ありがたいと考えております。そのようなことを踏まえまして、合併とはどういうものかということで、高森広報、あるいは1枚の冊子にして再三再四私は配布しておると、まさに私は何もしなかったというようなことでございますけれども、この合併、平成の合併が大変重要であるということで、住民の皆さん方に認知をしていただきたい。啓発をしたところでございます。

また、議会の方からも特別委員会と、そして特別委員長という形で「絆」の方にも、毎回、合併についてのメリットやデメリット、あるいは将来像というものが掲げてあります。これを知らないという町民は、私はおらないのじゃないかと、そんなにゆっくりしておられる住民じゃないと、関心がないかと私は毎日、新聞・テレビやいろんな報道によって、またインターネット等々でも私は日本の各地でやられている方法について勉強されておられる方もおられると思っております。

そのような情報化の中で、これを知らなかったというようなことであれば、大変なる私は指導において考えなければならないなど、残念に思うわけでございます。

また、高森におきましては、平坦と山岳、山東部というようなイメージのあるところでございますけれども、高森町は一つでございます。差別的なこと、隔てのあるようなことで私はやった覚えはございません。均等にこの合併問題についても、お話をさせていただいておるわけでございます。

この方向性、合併のメリット・デメリット、そしてこの区分については、将来において、是非とも必要であるというような分については、やはりお示しをしていく、この部分については、これは町村合併するにしても、これはメリットになりませんよというような、総合的なバランスといいますか、これを私は示しておると思っております。

将来像について、この忌憚ない見えない部分を見えるようにも私は皆さんの前でお答えしたことがございます。声を聞くのが行政であるというようなことも私は申し上げております。高森の将来像において、合併し、そして、そこに住む、高森町に住む、新しい町に住む、人達が、安心安全をもって生活ができる、この体制が私は必要であると考えております。これが基本方針でございます。

そして、5カ町村で議会と一緒にしてお話を申し上げました枠組みというものをもって、進んでまいりたいと、進んでまいると、あやふやな言葉じゃなくて、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐植見誓香君。

○8番（佐植見誓香君） 私は、通り一遍の啓発ではなくて、事務的なものではなくて、町長ご自身の基本姿勢、方向性を示してほしいなどとおるのであります。

先日の議会の検討委員会でも表明がありましたけれども、町長はあくまでも南部6カ町村、基本どおりという考えであるということでもあります。実際には、もう西原が抜けたので5カ町村ということでもありますけれども、先日の熊日、2月15日白水村長の発言に対して、町長はなぜ即座に反論されなかったのか、また、今度の6月10日の6カ町村合併検討委員会での白水村長の正式表明、長陽・久木野・白水3村でという、この正式表明に対して、なぜ強力に反論追求をされなかったのか、お聞きをしたい。

うちの町長が黙っていては、町民は迷います。町民はどうしてよいかわかりません。音無の構え、音無の構え、これも戦略の一つかもしれませんけれども、町長としての町民を引っ張っていく方向性をしっかりと示してほしい、はっきりと。

私が先日、個人的にある有力な他町村の人に会いました。お話を聞いたところによりますと、曰く「高森の谷内だけならいいぼってん、野尻・草部がなあ」という話でありました。この「がなあ」という言葉にどの理由があるのか、もちろん確かめました。曰く「波野・産山に比べて開発が遅れているもんな」という話です。また、曰く「あんまり範囲が広うなると、目が届かんごつなるもんな」という話もありました。よその町村からこんなことを言われて、どう思われますか。少し腹が立ちますか。もう彼らはすでに近隣の町村を視察をしたということでもあります。町長のこれに対する反論を、町長の答弁を求めます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 合併問題を感情論で、そう言われた、ああ言われた、有力な人間がおると、そう言われたと、それを持ってきて、町長の方針を言えなんて、それはいかなものかと私は思います。私達住民、この歴史・伝統・文化、これを他の町村とすることによって、相乗効果が現れるか現れないか、そういうことを十二分に考えて、そして、人づくりが大事であると、人づくりをしてこそ、やがて人間愛をもって人の言われたことについて、ああそうですかというようなことでは私は絶

対に人間愛をもってまちづくりはできないと、人が言われたからどう反論するかと、反論なんという言葉で、私はその反論については、反論とするものは5カ町村、皆さんとともに一緒になって5カ町村でいくぞと、それが反論ですよ。相手方の考え方について、何で私達が議会と行政が一体となって、5カ町村でいくと、特別委員会も10日の日の委員会でもってもそういう結論を出したわけでありまして。これをもってきて、それを私は反論とさせていただきます。よそのことはよそです。これを十二分に研究することは、私達は一日も怠ることはできません。そして、県の指導もおあって、そして住民の声を今、出して、中心に考えなくちゃなりませんので、尊重しなければなりませんので、今やっております。私とは、そういう人がああ言ったこう言ったと、それにどう反論するかと、そういうことにつきましては、議会と一緒にやってやったことにして答弁をさせていただきます。反論とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐楯見誓香君。

○8番（佐楯見誓香君） 覚悟のほど、わかりました。

最後に、2点ほど、お願いをいたします。

この任意協議会なるものの設立がかなり日程的に遅れております。現在までの進捗状況等をお知らせ願えればと思うのであります。

2番目に、財政的な面で、町起債もさることながら、高森町には特別運用基金なるものを保有をしております。この処理を、この扱いをどうするのか、合併に持ち込むのか、単独処理をするのか、別扱いをするのか、町長の方針をお聞かせ願いたい。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、おっしゃるのは、大きな水道関係等々と私は思います。この基金は、やはり町、いわゆる旧組合の基金でございます。それを町が運用しておるわけでございますけれども、その特別基金としては、きちんとした方向が決まっておりますので、その方向でさせていただきます。

あとは、政策係を配置しておりますので、政策係と総務課長の方に答弁いただきます。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ちょっと遅きにしているというふうなご指摘でございます。そういうことで、また、7月5日には、急々にまた会議がなされるということで、その前に、6月25日と思っておりますけれども、総務課長、合同会議があつて、

今後の進め方については、早める方向で検討したいという申し出もあっておりますので、また逐次、その会議の結果におきまして、お示しをしていきたいというふうに思っております。

最終的には、私の方では考えておりますのは、7月5日が最終的なある程度の任協ですかね、その辺の立ち上げというものもお話はそこら辺で決まっていくのではなかろうかというような感じを持っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐楢見誓香君。

○8番（佐楢見誓香君） ありがとうございます。

確かに、町村合併に向けた動きというのは、全国でも県内でも活発化しております。新聞に載らない日はありません。この地方分権の受け皿づくりと行政の効率化を図るとというのが、国が合併を推進する大きなねらいでありますけれども、あくまでも国の歌い文句にありますように、町長も言われますように、住民のための住民による住民の町村合併でなくてはなりません。決して、風潮に流されるものではあってはならない。

期間ももちろん、十分検討を重ねます。6カ町村の合併になるかならんかは別といたしまして、すでにもう枠組みの一面が崩れて5カ町村となっておりますけれども、町長は、この5カ町村の主導権を持って、リーダーシップを取って、がんばってほしい、活躍をしてほしいと願うところであります。

町民全員が期待をしております。大きな期待をしておるところであります。町長は、合併に対する先ほどから何回も言いますが、町長独自の方向性を町民一人ひとりがわかるように示して、引っ張ってほしいということでもあります。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐楢見誓香君の質問を終ります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） こんにちは。10番 佐伯でございます。

先ほど、今、佐楢見議員の方から町村合併をどうするのかという事項について、ご質問がございました。

私も同じように、町村合併の夢と現実についてと、非常に漠然な事項でございます。要旨につきましては、不確実な時代において、将来の自治体の姿が描けるのか、また、現在、行っております行政さまざまなサービスをどのようにして推移さ

せていくのか、そうすることによりまして、町民の皆さんが我々と一緒に夢を見ることができののだろうかというようなことで質問をさせていただきたいというふうに思っております。

私も議会の方で、特別委員会の合併検討特別委員会の委員長を仰せつかっております関係で、今まで6カ町村の合併検討会の方には、町長、議長、それに副委員長、総務課長等と参加をさせていただいております関係で、会議の内容もある程度頭に入っておりますから、それを踏まえて、町長の方に質問と申しますか、将来についての夢を語ってみたいなというふうに考えております。

今、町村合併、町村合併と、いろいろと言われておりますけれども、非常に私が疑問に思うのは、地方分権が要するに普及をしまいいりまして、いろいろと色々な権限が地方の方に移譲はしていくというふうに話を聞いておりました。しかしながら、未だかつて国の口を出す機会が大変多く、さまざまな自治体の各地方のいろんな独特な行事、事業をするにおいても、国が未だかつて地方に単独のいろんな権限を移譲しているというふうには私は感じるわけがまありません。

その中で、地方に強くなりなさいと、また、行財政的にもいろいろと能力を持ちなさいと、そうしながら、現在、日本にある3,300前後の自治体を3分の1程度にして、より一層企画力、また地方分権を活かしたいろんな事業をやりなさいと言っておられると、これが本当に果たして正しい言葉であるのか、また、国がどの程度まで、本当に地方のことを考えていらっしゃるのか、私は本当に今、ここに来まして、合併を論議する上において、一番基本であります将来、合併したのちが、本当に良かったのか、悪かったのかなと、そうなりますと、いいのかな、悪いのかなということで、非常に迷っております。

しかしながら、今、財政的にも非常に厳しい、先般、小泉総理が今年の1月1日ですが、14年の元旦に神奈川の方でインタビューを受けていらっしゃいます。町村合併についてどう思っているかという質問を受けております。その中で、小泉総理は、地方交付税というのは、今ほとんどの自治体が交付を受けていると、3,300前後の自治体の中で、地方交付税交付金をもらっていないところは、ほんのわずかで、100に満たないんじゃないか、そうなりますと、税源、財源のあるところは財源のないところに交付税を回しましょうと、そうすることが趣旨だったならば、だいたい半分ぐらいのところは自主財源でやっていて、それ以外のところに回していくというのが、本来の地方交付税の役目じゃないかと、ところが、ほとんどの自治体、90%以上の自治体がそれをもっているということにな

ってくるとおかしいんじゃないか、そのように発言をされております。

それと、あと1つ、その中で、だからこそもっと地方にいろんな財源も税源も与えて、いろんな事業について交付税、補助金を与えますよというような中央指導型の事業じゃなくして、地方に裁量権を持たせた拡大したやり方というものもいいんじゃないか。そのようにも述べていらっしゃいます。

3,000あるのを300、そこまではしないにしても、1,000ぐらいまでにはしたいと、目標にしてやりたいと、そのように述べていらっしゃいますから、おそらく国の意思というものは硬いんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、今、小泉総理がこの1月1日に言われた地方分権を推進していく、また、町村合併を推進していく中で、一番肝心な税源、財源についてをまだ国の段階、国の論議の段階で、まだ地方の方には渡していらっしゃらない。それが一番私は財政面を強くしようという合併の柱からすれば、非常に皆さんが迷っているところではないかな、そのように考えております。

町民の皆様方も今、佐楯見議員の方から住民に十分な啓発をしると言われましたけれども、高森町の財政の状況、いろんな予算の立て方、また、議会の審議内容等については、議会広報、広報たかもり等で十分皆様方には周知をされていらっしゃいます。

ですから、現状においては、町の姿というものは、町民の皆様方は十分ご存じだとは思いますが、国の言う町村合併はしなさいよ、しかしながら、まだ一番肝心な財源、税源については、移譲はしていませんというようなことになると、何でじゃあ、別に何も変わらないのならば、あえて合併をしなければならないのかなと、それと、あと1つ心配なのは、それに反して、心配なのは、地方交付税についての不満を総理大臣が持っているから、おそらく国の指導で、指導どおりに合併しない自治体は、地方交付税を減額してくるだろう、そのような不安が交差して、合併していいものか、悪いものか、合併することによって、この自治体が本当にいい方向に進むのか、また、この自治体が破滅にどんどん破滅の方を向かって進んでいくのか、それは私は町長であろうと、町民であろうと、私はわかることはできないし、図ることは私は現実においてはできないんじゃないかなと、そのように考えております。

ただ言えることは、このように、高森町も単独の税収が、町税が年々減ってきておる中で、1割自治を維持していくことが非常に難しくなってきた。総理大臣が言うように、地方交付税に依存をしてきておる中で、高齢化の中の高齢化を解決

するために実施されておる介護保険、いろんな高齢者に対する老人健康保険の推移というものが福祉サービスというのが、存続していくものだろうか、ですから、このサービスを推移させていくためには、どのような私達が財政の改革をしなければならぬか。どのような将来の財布の中身を増やす夢を見なければならぬかという時期には確かに来ていると私は思います。

しかしながら、その夢が、今の時代、銀行もつぶれるし、大丈夫だろうと言われていたニコニコ堂とか、熊本県内なんですけれども、つぶれちゃう、寿屋もなくなると、そのように非常に不確実な時代で、自治体だけが確実に将来のビジョンを描けるかということは、私はもう言えなくなってきたと思います。

ですから、私の結論は付かないんですけれども、合併はいいのかな、しかし、合併を前向きに考えれば、夢が見れる、そう思えば、前向きに進めるな、しかし、合併をしないことによって、また、町独自のビジョンを打ち出すことができるんだったらそれも夢が見れるな、どっちが本当に住民の皆さんとともに楽しい夢になるのかな、そこが非常に問題であると思います。

私が現在43歳で、7月には44歳になります。もし合併した場合においては、これは平成17年度からでございますから、私が47歳ぐらいなところだと思うんですけど、46か7だと思うんですけども、地方交付税が算定の特例ということで、合併算定外による普通交付税の増額ということで、もし、合併した場合については、合併した町村の単純な交付税合算額というものを10年間維持して、一応その合併町村に交付される、その後、5年間をかけて段階的に正常な地方交付税の額にされるということですから、15年後にはどうなるかはわからないわけですね。ですから、その10年間、合算額、交付していただいている間に、その15年後の姿というものを作り上げなければならぬと、非常に将来については、不安な状況でございます。

その後、10年、15年している間に、高齢化はどんどん進むと、少子高齢化も進んでおる、おそらく納税者も減っていくだろうと、ですから、交付税が減った途端に、結局は、1割町税自治は存続しなかった場合もあるかもしれない。もしかしたら、2割に町税が上がっているかもしれない。しかしながら、まだそれもわからない。15年後ですから、今から先17年後ぐらいには、18年後ぐらいには、私ももう60を過ぎておるわけですね。ですから、そうなりますと、大変行政に対して、私がいろいろと協力をする年齢ではもうないかもしれない。私達の次の世代が行政を担っているかもしれない時代に、いきなりポンと現実に戻された時、本当に

合併したのが良かったのかなという議論がまた起きてくる恐れは私はあると思います。

その点、町長におかれましては、先ほどから何度も言いますが、どちらの夢が、おそらく、今現状においては、町長は合併をすることによる夢いうものを非常に建設的に見ていらっしゃると思いますが、合併後の夢、また、うちが今行っておるいろんな行政サービス推移していくための方策、それをどのようにして、その合併となぎ合わせていかれるのかということをお伺いをまずはしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 将来の夢ということで、合併を取り上げられておりますけれども、私もこの合併の眼目は、体制の狭小なる地方自治体と、団体であると、その団体である町は住民の一定の行政サービスができるかできないかは、非常に厳しい判断が必要で、合併問題はここに住民、現在、そしてまた将来に住む人が安心して暮らせる機能をどう維持していくか、公共団体としては、大きな原資といえますか、いわゆる所得税、交付税に対する所得税を上げなければならないと思うわけでございますが、所得の向上、合併によってどう上がるかというものが、私は眼目でもあるし、また、教育福祉、あるいは社会資本の整備を長期的に、また、計画的にやらなくちゃならんと、そして、地方分権という言葉の確立を図って行ってこそ初めて行政としての大義がそこに私は生まれると思っております。体力のない市町村同士が組織提携をしながら、お互いに弱いもの同士ならば混乱が発生しやすいかなと、しかし、小さいながらも知恵をもって、その地域のいわゆる原資を活かすならば、小さいながらも住民の福祉の向上にはそれ相応の確立ができるんじゃないか。今、現実的にどのようなまちづくりというものは、住民の声は私は一番大事であると思っておるわけでございます。

そして、今、高森町は現在、どのような状態に置かれておるか、これを十二分に住民に知らしめることも必要であるし、また、人口がどのような方向で推移するか、さらには、財政的に町は今現在、このようなものであります、これから先こうすることによって、財源がもしかすれば、ハード的な面、ソフト的な面において、今よりも厳しくなり、それがまた軽減されると、国といたしましては、大きくなれば軽減されるというようなことでございますけれども、実際の経営コストといえますか、そういうものについても、私は目を向けていかなければならないと考えておるところでございます。

この将来において、どう変わるか、現状分析、それからまた予想分析を示して、マイナス面についても、しっかりと把握をして、初めて合併に向かわなくてはならないと考えておるところでございます。

これをもって、私は南郷の将来像ということで、議員の皆さんと共に提案しております5カ町村合併について、今、任協を立ち上げて、そして、このような基本的な考え方、これを示しながら、251項目の項目がございますけれども、その項目を一つ一つ丁寧に住民の声として、それを生かすということにおいて、このたびの任意協議会に臨もうと考えておるところでございます。

町の将来、これは、合併することによって大なるものが私は必ず生まれると、それは自然資源一杯あるし、人材資源もいっぱいであるし、また、高森町におきましても、これからの将来像ということにおいても、資源資産というものが十二分に私は働くと考えておるわけでございます。

そして、合併することによって、相乗効果が生まれると、このように基本的な考えを持って、今、毎日、住民の声はいかがであるかなと、議会とのすり合わせは今、5カ町村で持っていくというようなことであるが、住民の声はどうだろうかというようなことを思って、夢を見通しているところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

合併については、非常に将来どうなるかということは、断言しづらいところが僕はあるし、町長もおそらくそう感じ取っていらっしゃるということだろうと思います。

本当にこの道が大変正しい道だと、自分達では思っている、やはりとらえ方の違う住民にとっては、その道は間違っているというふうにとらえてもらう、とらわれる場合も私はあると思います。合併を本当に正しいと取る人達、また、合併は不利益だと取る人達がそれぞれいらっしゃいますから、その方達をどうすり合わせをして、本当に将来のまちづくりに生かしていくかということが大前提になってくるものだと思います。

行政サービス、今一番の柱は、やっぱり福祉事業のサービスの向上であり、このサービスを推移すること、それと、冷え込んでおる旧高森町内の活性化を図ることであるというふうに思います。

昭和30年代、32年代に町村合併を高森町はしておると言われましたが、昭和

30年、32年と申しますと、私が生まれる前のことですから、その時代のことは私もわかりませんし、以前、林業センターで行政座談会をした際に、先輩の役場の職員の先輩の方が言われましたけれども、いろいろとやっぱり問題点はあったみたいでした。しかしながら、合併をしてどうにか今までやってきたんですというふうなお話でございましたから、今の現状においては、その合併をして40年後に「良かったな」と言われるようなまちづくりを私達が議会議員として一生懸命、行政の皆様方と取り組んでやっているのが現状であると思います。

ですから、当然、もし、町村合併をした場合においても、合併をして15年後に住民の皆様方からああよかったねと言われる、そのような町にするためには、その当時の議員さんであり、町長さん達がいかに住民の声を広く吸い上げて、その行政の中で反映していったかということに私はなってくると思います。

ですから、私どもはそのために、本当に正しいと言えるかどうかわかりませんが、道を開けておく必要がある時期であるというふうに認識をいたしております。

その中で、やっぱり地域の問題が出てまいりましたから、最初は6カ町村で実施をしようじゃないかということで、どうにか丸く進んでおったのが、いつの間にか3村が出たり、1村が抜けたりで、結局はどうなることやらということで、6月10日の6カ町村の会議は何となく終わってしまったような感がございます。

しかしながら、この6月の定例議会、各町村が行っておりますが、終了後には、やっぱり何らかの結論を出すために、先ほど、8番議員さんが言われましたタイムスケジュール的にも本当に待ったなしの時期に来ておりますから、やっぱりこの近日中には、何らかの結論を出す会議をしなければならないんじゃないかなと、そのように考えております。

一つ、私もずっと今まで会議の中で考えておったんですが、今までは、県が出しましたAパターンとBパターン、南部6カ町村と谷内の4カ町村の合併パターン、それをどうとらえていくかということをもう1回振り返って、私は論議をしていく必要がある時期にきたんじゃないかなと、そのように考えております。

なぜ、南部4カ町村というのを県が出したのかと言われると、西原については、やはり菊池郡、または上益城郡辺り、益城町、また大津町辺りとの合併の論議もある、ですから、もし、そちらの方が進めば、西原は外れるだろうと、それと蘇陽町についても、同様に、矢部町、または清和村辺りとの合併論議がもしかして進んでいけば、そちらの方との合併の方が進むだろうということで、高森町については、

おそらくどの隣接の町村を考えても、阿蘇郡を越して、他の町村との合併は考えられないというところで、県は谷内の4カ町村というものを僕は提示されたものだというふうに私は認識をいたしております。

それと、また、財政的にも考えてみまして、長陽村の1人当たりの起債額、また白水、久木野村の町民、住民1人当たりの、村民1人当たりの起債額、高森町の町民1人当たりの起債額をそう比べました時に、おそらくいろんなメリット・デメリット性を考慮した中においても、当然、皆様方がご存じのとおり、長陽村については、かなりの財政力を持っていらっしゃるけれども、残りの高森、白水、久木野については似通った財政力ではなかろうかというふうに考えた中においては、やっぱり極4カ町村の方が自然に馴染んでいけるのではないかな、私はそのように考えております。

しかしながら、この4カ町村が本当にいいのかどうかということは、私もわかりませんし、もしかしたら、当初から言っていた5カ町村の枠組みでもいいのかなとも思っております。

しかしながら、町長が言われた高森町の住民のまず幸せを願うのであるならば、高森町の財政力よりもやはり少しでも悪いかなと感じるような町村と一緒になりたくはないんじゃないかな、ならない方が僕はいいんじゃないかなと思います。

ですから、白水村が独自に長陽、久木野とは相談されずに、いきなり白水含め、3村のと言われたのも結局は、白水の住民の幸せを考えて、白水村よりもやっぱりいいところと合併したいという、ただ表面上だけでの表現であったんじゃないかなというふうに私は考えておるわけでございますから、当然、高森町においても、やはり私どもとしては、高森町の住民7,700名の方達が本当に将来、幸せな方向に進むためには、4カ町村も考えざるを得ないんじゃないかなと、県が当初、提案されました谷内4カ町村というものも今後においては、私達は考えていくべきかなと、白水村が3村と言われるのであるならば、高森町もそれに加わりますよと、同じ一級河川白川の流域の町村として、同じ阿蘇外輪山の谷内の同じ環境を持つ地域として、一緒に加わりますよということも、もしかしたら言っているんじゃないかなという考えを私は持っておりますけれども、いかがなものございましょうか。町長、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 白川水系への沿線が一つのパターンではなかろうかという意見

でございますけれども、私としては、分水嶺会というようなものについて考えるべきであると、これは、水供給をしております水源地、供給地、これは川走川、また大野川、あるいは白川水系、この大野川水系については、もうご案内のとおり、大分県に注ぐ川でございますけれども、ここには到底、発電所がないというようなことでございます。

この川走水系のいわゆる五ヶ瀬川、この流域は我々といましては、財源確保の川であるなど私は思っておるわけでございます。今、川走、川水系において、2つの高森町には発電所が供給するだけの発電所であって、その財源の確保は宮崎県であると、非常に私は不合理を感じております。また、蘇陽町におきましても、1つか2つ、私、達したというところだけ知りませんけれども、そういうような発電をもって、供給地である水源地であるにも関わらず、メリットということについては、少ないじゃないかと、そこに産業をどう持ってくるかというのも1つの私はこれからの考えではなかろうかと考えておるわけでございます。

この産業を興す地域、これは昭和30年の合併の時にもちゃんとうたわれております。そのことについても、5カ町村という皆さんのご意見がそこにも集約されておったんじゃないかなと、議員の皆様にもそう私は思っておるところでございます。

今、4カ町村という声も出ましたけれども、選択肢はこれから住民の声がそこまでの過程において選択されておりますので、その点についても、やはり住民の声を尊重するという点と、これからの将来像に向けてのいわゆる分析というもについて、決定するところには決定して、八方美人的であってはならないと、私は考えておるところでございます。

合併メリットというものについては、あやふやなことではなくて、しっかりとした責任をもって、住民に示さなければならないと、こう考えておるところでございます。

五ヶ瀬川水系ということにおいての問題を提起いたしましたけれども、これも一つの町に対する財産ということになって、これからの将来、どう動かすかというものをやはり私達は考えていく必要があると、工場誘致等々についても、電源は九電にいつているというようなことも聞いておりますので、そういう点についても、何とか考えていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 五ヶ瀬川水系で発電所が出てまいりましたけれども、発電所

の電線が宮崎県側に張ってあろうが、大分県側に張ってあろうが、やっぱり高森町というのは、3県に面しておりますから、どちらの方にもつながっておりますので、都合良く考えていけば、そうなるものであるというふうに思います。ただ、やっぱり住民本位を考えていくということになれば、やっぱりどんだん下の方に人は水と一緒に流れていきたがるというのが私は現状ではないかなと思っておる。

ですから、白川の水系というものを僕達はやっぱり第一前提に考えていく必要があると、要するに、現在、熊本県に所属しております以上は、やっぱり白川水系を一番大切に考えていかなければならないというふうに考えております。

5カ町村、4カ町村になりますと、他の自治体をどうのこうのという、要するに、評価するような形になりますから、本議会でのそういうふうなお話は差し控えたいというふうに思っております。

しかしながら、考えていかなければならないのは、先ほど、8番議員さんが言われたけども、山東部の方が寂れていくんじゃないかとか、そういうふうなお話がありました。しかし、今までの私達高森に居住する者から考えますと、草部、野尻地域については、十分な私は政策を、またいろんなハード面あたりの施策を私達は実施して、実施してきたというふうに認識を持っております。

無い袖は振れないわけでございますから、どうかこうにかやりくりをしながら、1割の、要するに、町税の中で、また地方交付税をいろいろと利用しながら、山東部については、私達は事業を展開してきたというふうに自覚をいたしております。

それ以上の欲を言われるのならば、また別の話でございますけれども、ただ現状において、どこの自治体を探しても、今から先、要するに、川にただ水を流すような意味のない事業をする自治体はおそらくなくなってくるというふうに私は認識しておりますから、今後においては、いろんなサービスを受けようとする場合においては、やはりその住民の負担も必要になってくる時代であります。

以前は、老人福祉にしろ、障害者福祉にしろ、いろんなサービスはほとんど行政側の責任において実施されてまいりましたが、先ほどから申し上げます介護保険制度が確立されまして、老人にしろ、いろんなサービスを受ける場合については、1割の負担を必要とするようになった。また、障害者にしても同様で、1割の負担をしなければ、行政側のサービスを受けることができなくなった。もういろんなサービスについて、ただであるというその聖域的な分野というものは、どんどんなくなってきておるわけでございますから、山東部についても、高齢化率が40%、50

%切ったから、すべてを面倒みてくれと言われても、それなりの負担をしていただかなければ、おそらくサービスを受けることはできなくなってくると、これはどの自治体であろうと、同様であると私は考えております。

そうなりますと、やはりなるべく若い人達が残れるように、また、財政的にも単独でもやっぱりいろんな事業を、サービスを展開していけるように、将来のことを考えていかなければならない。そうすると、その自治体が単独で将来のすばらしい町をつくらうと思うんならば、それなりの経済効果を生むような事業を展開していかなければならないんですが、残念なことに、現在の国内の一般民間の業種によります新たな設備投資というものは、ほとんど海外に流出をしておるのが現状でございます。

そうなる、どうやって、その自治体が財源を裕福にしていくかということを考えていけば、しばらくの間、体力を付けるために、カンフル剂的に国が、要するに法律をつくっておる合併のためによる地方交付税の措置ではなかろうかなと、そのように考えます。

10年間でどうにか立ち直るだけの体力をつくることによって、将来における高齢化が進む、その自治体のサービスを存続させ、向上させていくということを夢見ていかなければ、僕はならないんじゃないかなというふうに思います。

そうなりますと、やはりできれば、高森町よりも下の方に位置する自治体と私達は合併をしていきたい、だからといって、高森町に住む私達がこの現在の位置よりも西の方だけを見るんじゃなくして、一緒に全体を見れるような体力にしていくべきではないかなというふうに思っております。

ですから、大変、本当に漠然とした形で、これは難しいんです。町村合併がいいのか悪いのか、今さら論議することではないと思います。しかしながら、やはり夢を見ていかなければ、これだけ厳しい時代に、皆さん、楽しいことは全然ないと思います。国民健康保険税にしても、やっぱり最高額が53万円、それプラス介護保険料60万円ですよ、1件当たり最高額払うところは1期でおそらく7万数千円納めなければならない、厳しい、厳しいと思って、パートに出ている奥さんの給料を全部その時に国民健康保険税として納付をしなければならぬわけですから、これはかなり厳しい世の中ではあると思います。

ですから、この厳しい世の中を乗り切るためにどうするかということは、やはり町長である執行権者の責任でもあると思いますから、その点、もう少し夢を見れるようなお話等、聞かれましたら、再度、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 交付税、これを分析いたしますと、やはり地方で私達が一生懸命働いた所得税、あるいは消費税等々の5税と申しますか、これが基本になって配布されております。その原資、私達はしっかりとつくることによって、地方分権の足腰の強い時代ができると、私は考えております。そのようなことから、合併のメリット、しょういをしていただいどうにつくことも私は必要であると、ああだこうだと言わずに、八方美人的な態度ではなくて、確固たる交付税をもらう原資、やはり基本を私達がしっかりすれば、私は生きてくる地方自治体ができると確信しております。

皆さんと共に、意味あるまちづくりというのがお互いの議員であれ、職員であれ、また町の町民の皆さんであれ、自分が住む町は本当に幸せか、住んで良かった、また、生きてきてよかった、生まれてよかったというふうなそのまちづくりが私達の願うところでございます。それを皆さんと共に、5の地域をもってやろうじゃないかということをはっきり議員の皆さんと共に、また、特別委員会の皆さんも一緒になって考えておるわけでございますので、このアンケートによっては、いささか変わるかもわかりません。これは住民の声でございますので、その点につきましても、また、夢あるアンケートが出てきたと、こうしてとらえていいんじゃないかと、このように考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

議会が終わりますと、各世帯に町からアンケートが配られるわけでございます。しかしながら、先ほどから8番議員も申されたとおり、私どもがこの議会の中で、町長といろいろと論議をしても、なかなか計り知れない合併でございます。おそらく町民の皆様方もこのアンケートについては、本当に心の底からこれが正しいというような結果を出せるような答えを出すことは、私は不可能であるというふうに思います。

しかしながら、どれだけの町民の皆さん方が合併について関心を持っておられるかということは、このアンケートによって、ある程度図ることが私はできると思います。

いろいろと高森町については、8番 佐楯見議員が言われたとおり、簡易水道事業の基金、また、農業用水供給事業の基金、その補償に係る基金が16億円ほどございます。先に苓北町が言われた固定資産税、火力発電所の固定資産税、この取り

扱いについて、合併をしようとする他の自治体がそれはダメですよと言われて、それは皆のものですよと言われて、おそらく今日でしたか、昨日でしたか、新聞に載っておりましたが、合併はもうしないよというようなお話があったようでございます。それはそうです。その苓北町については、やっぱり火力発電を誘致するに至っての住民の皆様方の痛みが伴っていたわけでございますから、その痛みというものは、やはり将来においても、継続するという意味で、旧の意味から苓北町の皆さん方の感情を逆撫でしないような結論付けをされるんじゃないかなというふうに考えております。

高森町においても当然でございます。やはり鉄道を通すためのこの旧高森町内の湧水、それによる補償金、そういう目的でございますから、これが合併することによって、他の町村と一緒に分配されるとか、その恩恵と一緒に受けようとかということだけは、私としては、断固として反対をしてみたいと、この基金については、あくまでもそのトンネルを掘ることによって、湧水した、その地域の痛みの証であるという証拠で、この証拠はいつまでも私達としてはとっておく必要があるのではないかなと、また、新たな事業をそれによる、起こしていけばです、また水を流すような新たな試みをやっていくことによる事業費として、それを使うのであるならば、やむなしとしても、これを他の現在の町村に、他の町村に対して、一緒にそれを使う権利を与えるということは、私は今から先もどんどん反対として貫いてみたい。そのためには、先ほど、三森議員が言われたように、国民健康保険税、また水資源対策課による水道料金の職員が不正に背任いたしました1億数千万円の問題、これもやはり課題として、私達は真剣に考えていかなければならない。合併をするためには、高森町が有利に合併を進めていくためには、住民が幸せな形を推移していくためには、ということで、今の2点については、十分今から先も皆様方と論議を重ねながら、やっていかなければならない。そのように考えております。

そして、先ほどから町長といろいろとお話をいたしましたけれども、質問をさせていただきましたが、やはりいろんな質問をしておく中において、やっぱり高森町の住民の第1の幸せを考えて、サービスの継続を考えていくのであるならば、やはり4カ町村の合併を西原が抜けた現在、やはり蘇陽のことはともかくといたしまして、高森第一で、白水、久木野、長陽、4カ町村の合併というものをできれば、打ち上げて、私どもは進めて、私は進めさせていただきたいと、そのように考えております。

どうぞ、執行部、また議員各位の皆様方においても、この合併について、将来を本当に左右する非常に厳しいこの1カ月であるかと思いますので、積極的なご意見等、賜りながら、がんばってまいりたいと、そのように考えております。

本日は、本当に皆様方、お疲れのところ、質問する時間をとらせていただきまして、本当にありがとうございました。これで終わります。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後2時40分

6 月 2 1 日 (金)

(第 4 日)

平成14年第2回高森町議会定例会（第4号）

平成14年6月21日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 檜 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12 番 甲 斐 裁 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君

監査事務局長 阿南哲也君 農業委員会事務局長 村嶋兵志郎君
行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第36号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。初めに、総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

6月18日午前10時より、第3・第4委員会室おきまして、総務常任委員全員と各担当課長、各課長補佐、及び各担当係長に出席を求め、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、委員全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、第1委員会室におきまして、6月18日午前10時から午後2時まで、4名の委員、甲斐議員欠席、説明のため出席した者につきましては、

佐藤教育長、山村局長、佐伯次長、後藤施設管理係長、秋山社会教育係長、また、保健福祉課におきましては、岩下課長、後藤課長補佐、岩下係長、馬原保健推進係長の出席を求め、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、審議内容につきまして、ご報告を申し上げます。

教育委員会関係では、学校週5日制に対する今後の教育委員会の計画について質疑があり、現在、土曜日対応を主とした保護者のアンケート調査を実施中であり、今後、月2回土曜日の野外活動、総合型スポーツ活動並びに支援グループ等の活動組織の立ち上げを行っていききたいとの答弁がありました。

高森中学校の今年度建築状況について報告を求め、現在、一部校舎を解体中であり、第2期工事については、国庫補助が決定次第実施するとの説明がありました。

保健福祉関係では、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告に関連して計算書中の衛生費、保健衛生費、合併処理浄化槽設置整備事業について、詳細に説明を行われ、さらに南阿蘇霊照苑に関して、これまでの経緯等について説明を行われました。

なお、阿蘇広域行政事務組合が管理する中部斎場一の宮町及び北部斎場小国町の視察研修については、19日、交通総合対策委員会終了後、文教厚生常任委員出席をいただき、また、阿蘇広域行政事務組合議会議員及び関係各課により実施することで了解され、19日に視察を行ったわけでございます。

また、第1回の議会定例会時の文教厚生常任委員会における懸案事項について検討結果説明を行い、まず、遺族会等に関する件については、各団体とも構成委員の高齢化が進んでいるものの、各会員にやる意思があるので、当分の間は、現状維持で継続するという結果を報告し、もう1点の福祉バス運行に関する色見、上色見路線の再検討の件については、利用者の現状や声を説明するとともに、保健福祉課の試案、正式には交通総合対策委員会において提案説明を報告し、両方とも了承されました。

報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6番 相馬です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算について、報告をいたします。

6月18日午前10時より、庁議室において、各担当課長・各係長、それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第37号 高森町有機農業推進施設設置条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第37号、高森町有機農業推進施設設置条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第37号、高森町有機農業推進施設設置条例の制定について、報告をいたします。

6月18日午前10時より、庁議室において、農林振興課長、各係長に出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で、原案どおり可とすることに決定をいたしました。

なお、議案第36号、37号の関連で、堆肥機械使用等の料金について質問があり、設置条例可決後、管理運営委員会を立ち上げ、運営内容を決定していく旨の説明を受けました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号、高森町有機農業推進施設設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第38号 高森町上在集会所設置条例の制定について

- 議長（児玉國廣君） 議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定についての審議の結果をご報告を申し上げます。

6月18日午前、午後にわたりまして、第3・第4委員会室におき、総務常任委員全員と教育長、総務課長、教育委員会事務局長、及び各担当職員に出席を求め、教育財産から町の普通財産への移管するまでの経過説明を詳細にわたり受けたところでございます。

その結果、総務委員の意見といたしまして、地域住民の意向などを十分確認する必要があるのではなかろうかというふうに結論に達したところでございます。

その結果、今期につきましては、継続審議とすることにいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号、高森町上在集会所設置条例の制定については、委員長報告のとおり継続審査にすることに決しました。

-----○-----

議案第39号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第39号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第39号、高森町給水条例の一部を改正する条例について、報告をいたします。

6月18日午前10時より、庁議室において、担当課長、各係長に出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で、原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第40号 平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（児玉國廣君） 議案第40号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第40号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算について、審議の結果をご報告を申し上げます。

6月18日午前10時より、第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と税務課長、課長補佐出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全委員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、平成14年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第42号 阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約について

○議長（児玉國廣君） 議案第42号、阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第42号、阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約について、審議の結果をご報告を申し上げます。

6月18日午前10時より、第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と総務課長並びに担当係長出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第43号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第43号、高

森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審議の結果をご報告申し上げます。

6月18日午前10時より、第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員全員と税務課長、課長補佐出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 特別委員長報告についてを議題といたします。

企業誘致特別委員長の報告を求めます。企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

○企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 9番 古澤でございます。

3月の定例議会以降の企業誘致特別委員会の活動を申し上げます。

6月13日に高森町工業団地連絡協議会が開催されました。役員改正があり、2期3年の会長を務められました青山製作所熊本工場の水野工場長から早川製作所熊本工場の柿沼工場長に交替されました。また、IT関連でインターネットの高速化に伴うブロードバンド化の整備を各関係機関と調整を進められるよう事務局に要望がありました。

5月11日、トリックス株式会社下島社長が来町されまして、高森工場は金型専

門として整備充実されるとのことがあり、工場増設の際、用地斡旋についての要望がありました。雇用確保の上から、全面的に協力をしたいと思います。以上、報告申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 藤本正一君。

○交通総合対策特別委員長（藤本正一君） 交通総合対策特別委員会における協議内容についてご報告を申し上げます。

平成14年6月19日午前10時から、第3・第4委員会室におきまして、委員5人と総務課長、建設課長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、教育長、教育委員会事務局長、事務局次長、企画観光課長、企画係長及び担当者の出席のもと、平成14年度第1回委員会を開催をいたしたところでございます。

事務局から第4回特別委員会以降における経過報告並びに路線バス、福祉バスの利用状況が報告されたあと、今後における町内バス運行計画について協議を行いました。

運行計画では、路線バス、スクールバス、福祉バスについて、直営委託の観点から運行形成や運行経費、運行補助、起債、交通税算入など、財政面も含め、試算が提示されるとともに、試算結果に基づく計画案が事務局から提案されたのでございます。

協議の結果、路線バスにつきましては、公共機関、公共交通機関、また、生活路線バスとしての観点から、さらに県の補助対象路線でもあり、補助制度が維持される限り、現行運行を堅持するというところでございます。

また、補助対象路線以外につきましては、廃止を含め、減便対策などを見直しを実施するというところでございます。

また、福祉バスとの競合路線につきましても、減便を含め、見直しを行うと、また、平成14年度バス事業者との協議調整期間とし、平成15年10月1日の実施を目標として、調整検討を行いますことを決定しております。

次に、スクールバスにつきましては、運行管理、地域的條件、安全対策などの面から、町内全域を対象とした一体的運行は困難であるということになりまして、将来的な見地から高森東エリアと高森エリアに2つに分けて運行するというところでございます。高森エリアにつきましては、高森中学校と平成15年4月1日予定の統合小学校一体的に考え、事業者への全面委託による運行をということでございます。事業者への委託は、コスト面だけではなく、運行上の安全対策や事故等に対す

る補償、対応策などを十分検討をするということでございます。高森東エリアにつきましては、当面、現行の直営を堅持し、将来的に草部地域を視野に入れて運行するということでございます。

また、福祉バスにつきましては、大変地域の方々の評判もよろしゅうございまして、次から次へと大変すばらしい希望も出ておりますし、それに対応されておられます行政の方も大変ではなかろうかなと感謝いたしておるところでございますし、その中にありますことは、高森東中学校の小型バスを1台福祉バスに利用し、活用を図るということでございます。

また、福祉バスの運行充実を図るために、現行試行中の週1回を今評判が大変よろしゅうございますので、週2回とすることとなっております。

以上、それぞれにつきましては決定をいたしました。

バス運行につきましては、スクールバス・福祉バス運行上におけるバス故障や車検時などの対応策、コスト面や安全対策、将来における財政状況の悪化など、さまざまな問題点が指摘されています。しかしながら、将来を担う子供達の教育環境の充実と住民福祉の充実を交通対策の面からも考えていくことも大きな課題ではなかろうかと思っております。

今回の計画につき、関係機関との十分なる協議、運行調整を行い、充実した交通対策が図られますことを我々も一生懸命がんばっていくつもりでございますので、どうか、行政の方々もこれに期待に沿っていただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楢見誓香君。

○議会広報特別委員長（佐楢見誓香君） 8番 佐楢見です。

議会広報特別委員会の活動状況を報告いたします。

平成14年4月9日午後4時から、全委員、第4委員会室で「きずな」第10号に関する第1回広報委員会を行っております。内容といたしましては、企画、原稿分担。

続きまして、4月19日午前10時より、1名欠席、第4委員会室で「きずな」第10号に関する第2回広報委員会を行っております。内容といたしましては、原稿締めきり、編集読み合わせ、レイアウトとなっております。

同じく25日午前10時、全員、第4委員会室、「きずな」第10号に関する第3回委員会、内容といたしましては、レイアウト、校正となっております。

5月8日午前10時より、全員出席のもと、第4委員会室で「きずな」第10号に関する第4回委員会を行っております。内容といたしましては、最終校正、印刷発注となっております。

よって、14年5月22日「きずな」第10号発行にこぎ着けております。

以上、報告いたしますけれども、付け加えまして、平成14年8月29日から8月30日まで、第17回町議会広報全国コンクールが東京で行われます。砂防会館で行われます。これに本委員会としても、2名参加することを予定しております。作品は、13年の7月から14年6月までの作品を一部提出するという事になっております。どうぞよろしく願いをいたします。

報告、終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○10番（佐伯金也君） 閉会前にちょっと確認をしたいんですが。

○議長（児玉國廣君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） すみません。確認ですから、できれば、閉会前に全協にまず置き直していただきまして、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 全員協議会に引き直していただきたいというご意見でございますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、ただいまから全員協議会に入りたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第36号の委員長報告について文教厚生常任委員長から発言取り消しの申し入れがありましたので、これを許します。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

ただいま、付託されました36号の中でご報告申し上げました中で、学校統合準備委員会の進捗状況についてをご報告申し上げましたが、これについては取り消し

させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり決定されました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。また、継続審査となりました議案第38号については、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・総務常任委員会・企業誘致特別委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 会議を閉じます。

平成14年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成14年第2回定例会

平成14年6月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111